

第四編 社会福祉



介護予防教室

第一章 社会福祉事業

第一節 社会福祉の動向

我が国の社会福祉制度は、その時代や社会情勢の変化に応じて様々な形で実施され、また、その改革が行われてきたところである。

近年では、社会福祉の諸制度の改革を総括した「社会福祉基礎構造改革」(平成九年)に始まり、十二年(二〇〇〇)には、社会福祉事業法が社会福祉法に改称・改正されている。

少子高齢化が進む中で、「社会連帯による子どもと子育て家庭の育成・自立支援」を基本理念として十五年(二〇〇三)七月に、少子化社会対策基本法と次世代育成支援対策推進法が成立し、二十年(二〇〇八)には、児童福祉法並びに次世代育成支援対策推進法が改正されている。

高齢者の分野においては、九年(一九九七)に介護保険法が制定され、十二年の施行後、十七年(二〇〇五)の介護保険法の改正は、「制度の持続可能性」や「介護予防、サービスの質の向上」を指すところとなり、大きな節目となった。

また、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあることから、その防止と養護者支援のため、十七年に「高齢者虐

待の防止、高齢者の養護者に対する支援に関する法律」が制定された。

障がい者の分野では、十五年に支援費制度が導入されたが、介護保険制度との統合の議論の中から制度の見直しが行われ、十七年に「障害者自立支援法」が制定され、翌年四月より施行されている。

第二節 行政機構の整備

少子高齢化による社会構造の変化は、新たな福祉需要を生みだし、平成十二年（二〇〇〇）の介護保険制度施行をはじめとして、子育て支援、障がい者支援等の福祉サービスの充実が求められた。

延岡市では、こうした社会情勢の変化に伴う行政ニーズへの柔軟な対応と機能性を高めたサービスの提供のため、十一年（一九九九）四月に介護保険課を設けて、円滑な介護保険制度運営に努めるとともに、二十年（二〇〇八）四月には、要支援・要介護者を含めた高齢者支援策を一体的に進める必要から、介護保険課と高齢者対策課を統合し、新たに高齢福祉課を創設した。一方で、子育て支援、障がい者支援のそれぞれの分野の専門性を高めたサービス強化の必要性から、児童家庭課を児童家庭課と障がい福祉課の二課に分割し、同時に福祉保健部を健康福祉部に改めた。また、児童家庭課については、二十二年（二〇一〇）四月に、名称をこども家庭課に変更した。

さらに、二十一年（二〇〇九）一月には「地域医療を守り安心した暮らしの確保」のため、健康福祉部内に、地域医療対策室を設け医師確保に努めるとともに、同年九月には、「地域医療を守る条例」を制定した。二十二年四月には、健康長寿のまちづくりを着実なものとし、市民運動との連携強化を図る健康長寿推進室を設けた。

第三節 生活保護

一 生活保護の現況と課題

昭和二十五年（一九五〇）に施行された生活保護制度は、平成二十三年（二〇一一）で法制定六一年目を迎えている。この間、全国では戦後の不況混乱期であった昭和二十五年当時、二四・四パーミル（二〇〇万人）（％…パーミルとは、千分率（比））であった被保護者は、社会保障制度の整備などにより、平成七年（一九九五）には七・〇パーミル（八八万人）にまで減少したが、その後のバブル崩壊やリーマンショック等による経済事情の悪化に伴い、現在増加が続いている。

延岡市の生活保護の動向は、国・県同様、十一年（一九九九）度には、一二・四パーミルにまで下がっていた保護率も、バブル崩壊による景気低迷から上昇し始め、二十年（二〇〇八）のリーマンショック以降は、リストラや派遣切りによる高齢就業者や社会的弱者の就労の場が減少し、生活保護の相談や申請が急増している。

近年の保護申請者の中には、稼働能力を有しているが、県北の有効求人倍率の低さから働く場所がないという者も多く、いかに就労支援を行って自立へ導くかが大きな課題となっている。

生活保護受給者等の状況は、次の表1・年度別受給延べ人員状況、表2・扶助別被保護世帯の推移、表3・扶助別被保護人員の推移、表4・扶助の種類別生活保護費支出額の推移、表5・福祉事務所別生活保護及び医療扶助人員状況、表6・保護率の推移のとおりである。

表1 生活保護年度別受給延べ人員状況

(単位：人・%)

区分 年度	区分 (人)								年度平均 保護率 (%)
	人口	生活	住宅	教育	介護	医療	出産・ 生業・ 葬祭	保護実数	
平成14	123,805	18,533	15,320	1,393	1,917	18,320	25	20,815	14.01
15	123,074	20,291	16,531	1,556	2,245	19,735	52	22,614	15.31
16	122,465	21,198	17,395	1,482	2,735	20,935	57	23,742	16.16
17	123,151	21,652	18,010	1,494	2,843	21,362	224	24,124	16.32
18	129,354	21,088	16,863	1,337	2,949	21,195	176	23,684	15.26
19	132,533	20,103	16,553	1,143	3,089	21,076	133	23,317	14.66
20	131,443	20,238	16,303	1,029	3,300	21,132	114	23,183	14.67
21	130,755	22,286	18,302	1,259	3,784	22,839	265	25,587	16.27
22	129,995	24,857	20,817	1,629	4,270	24,690	767	28,333	18.13
23	130,395	27,036	22,987	2,011	4,872	27,385	776	30,563	19.52

(注1) 人口は各月平均

(資料：延岡市生活福祉課)

(注2) 各数字は「福祉行政報告例」の年間累積数(停止は除く)

表2 扶助別被保護世帯の推移

内訳 年度	実数(世帯)							構成比(%) (指数平成10年=100)					
	総数	生活 扶助	住宅 扶助	教育 扶助	介護 扶助	医療 扶助	その他 の扶助	生活	住宅	教育	介護	医療	その他
平成10	1,094	901	773	108	-	1,022	4	82.4 (100.0)	70.7 (100.0)	9.9 (100.0)	-	93.4 (100.0)	0.4
14	1,293	1,116	935	69	156	1,212	2	86.4 (123.9)	72.3 (120.9)	5.3 (63.7)	12.1	93.8 (118.6)	0.2
15	1,391	1,212	999	81	183	1,305	4	87.2 (134.6)	71.8 (129.2)	5.8 (75.1)	13.1	93.9 (127.7)	0.3
16	1,470	1,276	1,064	78	223	1,384	5	86.8 (105.2)	72.4 (137.7)	5.3 (72.1)	15.1	94.2 (135.5)	0.3
17	1,515	1,326	1,126	81	232	1,424	19	121.2 (147.2)	74.4 (145.7)	5.3 (74.9)	15.3	94.0 (139.3)	1.3
18	1,523	1,333	1,085	71	241	1,432	14	87.5 (147.9)	71.2 (140.3)	4.6 (65.4)	15.8	94.0 (140.1)	0.9
19	1,526	1,320	1,073	59	253	1,441	10	86.5 (146.5)	70.3 (138.8)	3.8 (54.2)	16.6	94.4 (141.0)	0.7
20	1,546	1,334	1,099	53	271	1,463	9	86.3 (148.0)	71.1 (142.2)	3.4 (49.2)	17.5	94.7 (143.2)	0.6
21	1,689	1,452	1,221	67	309	1,581	12	85.9 (161.1)	72.3 (158.0)	3.9 (61.6)	18.3	93.6 (154.7)	0.7
22	1,818	1,574	1,345	85	343	1,682	25	86.6 (174.6)	74.0 (174.0)	4.7 (78.9)	18.9	92.5 (164.6)	1.4
23	1,938	1,680	1,458	102	392	1,784	27	86.7 (150.5)	75.2 (156.0)	5.3 (148.4)	20.2	92.1 (147.2)	1.4

(注1) 年間の延べ被保護世帯数(『福祉行政報告例』月例報告を累積)を12月で除したものを。

(資料：延岡市生活福祉課)

(注2) 介護扶助は、平成12年度から施行

第1章 社会福祉事業

表3 扶助別被保護人員の推移

内訳 年度	実数(人)							構成比(%) (指数平成10年=100)					
	総数	生活 扶助	住宅 扶助	教育 扶助	介護 扶助	医療 扶助	その他 の扶助	生活	住宅	教育	介護	医療	その他
平成10	1,589	1,371	1,156	184	-	1,334	4	86.3 (100.0)	72.8 (100.0)	11.6 (100.0)	-	84.0 (100.0)	0.3
14	1,735	1,544	1,277	116	160	1,527	2	89.0 (112.6)	73.6 (110.5)	6.7 (63.0)	9.2	88.0 (114.5)	0.1
15	1,885	1,691	1,378	130	187	1,645	4	89.7 (109.5)	73.1 (107.9)	6.9 (112.1)	9.9	87.3 (107.7)	0.2
16	1,979	1,767	1,450	124	228	1,745	5	89.3 (104.5)	73.3 (105.2)	6.3 (95.4)	11.5	88.2 (106.1)	0.3
17	2,010	1,804	1,501	125	237	1,781	19	89.8 (102.1)	74.7 (103.5)	6.2 (100.8)	11.8	88.6 (102.1)	0.9
18	1,974	1,757	1,405	111	246	1,766	15	89.0 (97.4)	71.2 (93.6)	5.6 (88.8)	12.5	89.5 (99.2)	0.8
19	1,943	1,675	1,379	95	257	1,756	11	86.2 (95.3)	71.0 (98.1)	4.9 (85.6)	13.2	90.4 (99.4)	0.6
20	1,928	1,687	1,359	86	275	1,761	10	87.5 (100.7)	70.5 (98.5)	4.5 (90.5)	14.3	91.3 (100.3)	0.5
21	2,127	1,857	1,525	105	315	1,903	22	87.3 (110.1)	71.7 (112.2)	4.9 (122.1)	14.8	89.5 (108.1)	1.0
22	2,357	2,071	1,735	136	356	2,058	64	87.9 (111.5)	73.6 (113.8)	5.8 (129.5)	15.1	87.3 (108.1)	2.7
23	2,545	2,253	1,916	168	406	2,282	65	88.5 (108.8)	75.3 (110.4)	6.6 (123.5)	16.0	89.7 (110.9)	2.6

(注1) 年間の延べ被保護人員数(『福祉行政報告例』月例報告を累積)を12月で除したものを (資料:延岡市生活福祉課)

(注2) 介護扶助は、平成12年度から施行

表4 扶助の種類別生活保護費支出額の推移

区分 年度	実数(千円)							構成比(%)						
	総額	生活 扶助	住宅 扶助	教育 扶助	介護 扶助	医療 扶助	その他 の扶助	総額	生活	住宅	教育	介護	医療	その他
平成14	2,804,804	880,618	241,422	10,169	32,494	1,622,915	17,186	100.0	31.4	8.6	0.4	1.2	57.9	0.6
15	3,025,271	952,416	261,386	11,440	43,897	1,737,720	18,412	100.0	31.5	8.6	0.4	1.5	57.4	0.6
16	3,257,156	946,362	283,582	11,166	50,295	1,947,101	18,650	100.0	29.1	8.7	0.3	1.5	59.8	0.6
17	3,291,412	924,064	297,173	11,782	50,041	1,985,702	22,650	100.0	28.1	9.0	0.4	1.5	60.3	0.7
18	3,387,634	892,767	291,973	10,177	57,148	2,110,655	24,914	100.0	26.4	8.6	0.3	1.7	62.3	0.7
19	3,108,995	868,798	293,166	9,275	57,443	1,853,968	26,345	100.0	27.9	9.4	0.3	1.8	59.6	0.8
20	3,168,868	867,234	303,934	8,387	64,314	1,898,196	26,803	100.0	27.4	9.6	0.3	2.0	59.9	0.8
21	3,412,078	979,257	344,345	13,651	79,358	1,969,950	25,517	100.0	28.7	10.1	0.4	2.3	57.7	0.7
22	3,555,995	1,101,018	385,016	18,295	89,043	1,933,054	29,569	100.0	31.0	10.8	0.5	2.5	54.4	0.8
23	3,811,835	1,182,700	418,037	22,543	101,569	2,057,432	29,554	100.0	31.0	11.0	0.6	2.7	54.0	0.8

(注) 平成4年度からは、「その他の扶助費」に「保護施設事務費」を含める。

(資料:延岡市生活福祉課)

表5 福祉事務所別生活保護及び医療扶助人員状況 (単位：人・%)

事務所名	区分	被保護実人員	医療扶助人員	医療扶助人員の割合
宮崎市		7,942	7,074	89.1
都城市		1,528	1,266	82.6
延岡市		2,624	2,010	76.6
日南市		691	619	89.6
小林市		589	488	82.9
日向市		1,006	944	93.8
串間市		169	144	85.2
西都市		328	279	85.1
えびの市		285	237	83.2

平成24年5月現在

(資料：延岡市生活福祉課)

表6 保護率の推移 (単位：%)

年度	区分	全 国	宮崎県	延岡市	宮崎市	都城市	日向市
平成14		9.8	10.1	14.0	13.3	6.3	10.5
15		10.5	10.7	15.3	14.0	6.8	11.5
16		11.1	11.1	16.2	14.8	7.3	13.7
17		11.6	11.2	16.3	14.9	7.6	13.8
18		11.8	11.2	15.3	14.5	7.0	13.2
19		12.1	11.3	14.7	14.8	7.2	13.2
20		12.5	11.7	14.7	15.3	7.6	14.2
21		13.8	12.9	16.3	17.1	7.6	15.3
22		15.2	14.2	18.1	18.3	8.0	16.8
23		16.2	15.0	19.5	19.4	8.6	16.5

(注) 数値は各年度とも年度の月平均

(資料：延岡市生活福祉課)

第四節 子どもの福祉

近年、我が国では少子化の流れが一段と進んでおり、急速な少子化の進行は、労働力人口の減少や経済成長の鈍化、地域社会の活力低下、さらには、子ども自身の健やかな成長への影響など、社会全体に様々な影響を及ぼすことが懸念されている。

また、家庭や地域においては核家族化が進み、人と人とのつながりが薄くなる中で、子育て家庭の孤立化が問題となっており、育児に不安を持つ保護者や虐待を受けている児童などが増加している状況にある。

こうした中、国においては少子化対策を喫緊の課題ととらえ、「子ども」と「子育て家庭」を社会全体で応援する新しい仕組みについての検討が進められている。

延岡市においても、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成十七年（二〇〇五）三月に「延岡市次世代育成支援行動計画」の前期計画を策定した。また、二十二年（二〇一〇）三月には前期計画以降の社会環境の変化や国による少子化対策の動向などを踏まえながら、「みんなで育む地域の宝 子どもの笑顔があふれるまちのべおか」を基本理念として、「延岡市次世代育成支援行動計画」の後期計画を策定し、次世代育成支援のための環境づくりを推進している。

また、十六年（二〇〇四）に児童福祉法が改正され、児童虐待相談の第一義的な窓口が市町村となったこともあり、十九年（二〇〇七）度には「延岡市要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応等について関係機関との連携強化に努めている。

一 子育て支援の環境づくり

1 保育所

(1) 入所児童数

延岡市における平成二十四年（二〇二二）四月一日現在の認可保育所（園）の数は三六園（公立保育所九園、法人立保育園二七園）で、入所児童数は二五六六人となっている。

これまで、年度途中の入所希望者に対応するため、「保育所への入所の円滑化」として最大一三〇パーセントまで入所定員を超えた入所が認められてきた。しかし、二十二年（二〇二〇）四月より地域の実情に応じた扱いを可能とするため、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を満たす範囲であれば、年度当初より定員超過に対する制限はなく、児童を入所させることができることとなっている。入所定員等の状況は、下の表のとおりである。

(2) 特別保育事業

保育所においては、保護者の就労形態の多様化等に対応するため、通常保育に加え、次の特別保育事業を行っている。

① 延長保育事業

保護者の就労形態の多様化に伴い発生する保育ニーズに対し、通常保育時間（午前七時～午後六時の一時間）を超えて保育を行っている。二十三年（二〇二二）度の実績は、法人立保育園二六園で、延べ児童数三万八七九四人となっている。

表 保育所入所定員及び職員数等 (単位：人)

区分	入所定員	入所人員	職員数				計	認可保育所(園)数
			施設長	保育士	調理師	その他		
公立	485	385	9	74	17	6	106	9園
法人立	2,115	2,181	27	458	59	65	609	27園

平成24年4月1日現在

(資料：延岡市こども家庭課)

② 一時預かり事業

保護者の就労形態、病気やけが、冠婚葬祭及び育児による疲れなど、一時的に保育が困難な児童を保育所で預っている。二十三年度の実績は、法人立保育園二園で、延べ利用児童数は一四六六人となっている。

③ 休日保育事業

保護者の就労形態や、やむを得ない事情のため、日曜日・祝日において家庭保育が困難となる児童を保育所で預かっている。二十三年度の実績は、法人立保育園四園で、延べ利用児童数は八三五人となっている。

④ 障がい児保育事業

心身に障がいのある児童の保護者が、仕事や病気で保育ができない場合、様々な保育上の配慮をしながら保育所で受け入れ、集団保育の中で障がいのある児童の発達を促すとともに、保護者の就労や家庭生活を支えている。二十三年度の実績は、公立保育所が四園で、対象児童数六人、延べ利用月数は七〇カ月となっている。一方、法人立保育園は八園で、対象児童数一〇人、延べ利用月数は一〇〇カ月となっている。

2 子育て支援施設

地域の子育て家庭の育児不安や相談等に対し、専門的知識を有する指導員が相談に応じたり、指導を行ったりしている。また、子育てサークル等の育成・支援により地域全体で子育てを応援する基盤づくりを行っている。平成十九年（二〇〇七）四月に幸町に開設した「まちなかキッズホーム」を加え、延岡市には現在四カ所の子育て支援施設がある。なかでも、「子育て支援センターおやこの森」においては、子育て支援の拠点施設として病後児保育などの事業に取り組みとともに、十七年（二〇〇五）四月から「ファミリー・サポート・センター事業」にも取り組んでいる。

施設の利用状況は、下の表1のとおりである。

(1) 病後児保育事業

保護者の勤務の都合や冠婚葬祭等の理由で、病気回復期の児童を一時的に預かり、保護者の子育てと仕事の両立を支援している。十二年(二〇〇〇)四月より実施している。

施設の利用状況は、下の表2のとおりである。

(2) ファミリー・サポート・センター事業

育児の援助を受けたい者も行いたい者で構成される相互援助組織により、会員同士で相互援助活動を行い、育児と仕事を両立できる環境の整備を図っている。

事業実績は、下の表3のとおりである。

3 児童館

児童館は、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的とした施設で、本市には公立二カ所(山下児童館・中島児童館)、公設民営二カ所(旭児童館・緑ヶ丘児童館)、法人立三カ所(ゆりかご児童館・こぼと児童館・ひかり児童館)計七カ所の児童館がある。

児童館の利用状況は、次の表のとおりである。

表1 子育て支援施設延べ利用者数 (単位：人)

施設名	運営主体	平成14年度	15	16	17	18	19	20	21	22	23
おやこの森	北方福祉会	10,320	11,416	13,074	14,887	15,319	14,331	13,177	14,695	14,441	13,587
恒富保育所 子育て支援室	延岡市	3,618	2,753	4,644	4,677	8,326	9,497	12,130	9,131	10,990	9,937
宮野浦保育所 子育て支援センター	やまと福祉会	-	-	-	1,016	2,222	1,931	1,324	1,194	1,394	1,570
まちなかキッズ ホール	NPO法人 延岡市 子育て支援協議会	-	-	-	-	-	11,807	9,292	7,919	8,231	9,545

(資料：延岡市こども家庭課)

表2 病後児保育事業利用者延べ人数 (単位：人)

施設名	年度										
	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	
おやこの森	540	463	366	260	201	275	290	447	471	401	

(注) 平成19～20年度は、くまた保育園実施分を含む。(資料：延岡市こども家庭課)

表3 ファミリー・サポート・センター事業実績 (単位：人・件)

施設名	年度							
	平成17	18	19	20	21	22	23	
依頼会員	192	265	380	488	595	700	817	
援助会員	52	38	37	34	39	50	59	
依頼・援助会員	22	28	31	33	33	37	42	
援助活動件数	2,231	3,562	3,931	3,441	3,031	2,307	1,917	

(資料：延岡市こども家庭課)

表 児童館年度別利用状況

児童館名	年度		平成14																				
	内訳		15	16	17	18	19	20	21	22	23												
旭	開館日数(日)	313	314	310	314	311	318	315	316	318	316	318	316	318	316	318	316						
	登録児童数(人)	125	181	166	172	60	98	128	110	78	116	116	116	116	116	116	116						
	利用延人数(人)	19,372	23,714	22,534	19,713	5,968	7,909	8,381	7,914	11,788	19,392	19,392	19,392	19,392	19,392	19,392	19,392						
	開館日数(日)	294	295	294	292	291	293	293	293	294	295	294	294	294	294	294	294						
山下	登録児童数(人)	107	82	56	38	54	47	44	39	37	51	51	51	51	51	51							
	利用延人数(人)	10,509	13,143	11,329	11,051	9,573	9,103	8,707	9,027	7,967	10,190	10,190	10,190	10,190	10,190	10,190							
	開館日数(日)	316	314	314	310	311	313	314	314	314	317	309	309	309	309	309							
	登録児童数(人)	181	185	185	76	184	201	193	154	125	143	143	143	143	143	143							
緑ヶ丘	利用延人数(人)	20,668	22,004	18,798	23,259	20,528	22,207	21,665	18,864	18,645	15,276	15,276	15,276	15,276	15,276	15,276							
	開館日数(日)	294	295	294	292	291	294	292	293	294	295	295	295	295	295	295							
中島	登録児童数(人)	135	128	115	90	76	62	89	60	52	59	59	59	59	59	59							
	利用延人数(人)	15,013	14,841	16,309	15,979	13,032	13,103	7,549	6,502	8,339	8,983	8,983	8,983	8,983	8,983	8,983							
	開館日数(日)	295	295	289	301	292	297	294	291	299	299	299	299	299	299	299							
	登録児童数(人)	275	298	98	86	9	32	25	107	80	59	59	59	59	59	59							
ゆりかご	利用延人数(人)	30,490	33,915	35,606	25,467	22,119	21,735	27,883	30,674	36,671	27,932	27,932	27,932	27,932	27,932	27,932							
	開館日数(日)	294	292	293	288	292	290	290	291	292	291	291	291	291	291	291							
こばと	登録児童数(人)	118	107	104	117	73	52	85	59	71	95	95	95	95	95	95							
	利用延人数(人)	24,321	34,162	41,564	43,652	26,240	26,367	27,408	24,084	24,455	25,737	25,737	25,737	25,737	25,737	25,737							
ひかり	開館日数(日)	-	-	-	294	291	292	291	289	293	294	294	294	294	294	294							
	登録児童数(人)	-	-	-	61	11	30	30	25	13	16	16	16	16	16	16							
	利用延人数(人)	-	-	-	9,622	9,320	4,718	3,416	3,151	3,948	4,236	4,236	4,236	4,236	4,236	4,236							

(資料：延岡市子ども家庭課)

4 放課後子どもプラン

「放課後子どもプラン」は、地域社会の中で、放課後や週末等に子ども達が安全で安心して健やかに育まれるよう、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」を一体的あるいは連携して実施するものであり、平成十九年（二〇〇七）度からスタートしている。

(1) 放課後児童クラブ

就労やその他の理由により、放課後に保護者のいない家庭の小学校低学年児童を受け入れ、児童の健全育成を図っている。二十四年（二〇一二）四月現在、一五カ所で実施されており、登録児童数は五七六人となっている。

(2) 放課後子ども教室

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、子ども達の安心・安全な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、子ども達とともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施することにより、子ども達が地域社会のなかで、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

十六年（二〇〇四）度から、恒富子ども教室一カ所で開始したものであるが、二十四年四月一日現在、四カ所で実施されており、登録児童数は一二六人となっている。

5 児童養護施設

児童養護施設「みどり学園」は、児童の福祉を保障する目的で保護者のいない児童、虐待を受けている児童、その他環境上養護を必要とする児童を入所させて養護する施設で、定員は四四人である。

平成八年（一九九六）より社会福祉法人愛育福祉会に管理運営を委託していたが、十七年（二〇〇五）七月に民営化し、同法人が運営している。なお、二十四年（二〇一二）五月に改築を行っている。

二十四年四月一日現在、実員は四二人である。

6 地域活動クラブ

平成十四年（二〇〇二）四月から、母親クラブ活動から地域活動クラブに改称された事業で、地域の母親が児童館を拠点として、世代間の交流や読書会、地域文化の伝承や子どもの遊び場の点検などの活動を組織的に行うことにより、児童の健全育成を図っている。現在も引き続き六つのクラブが児童館を拠点として活動している。

二 子育て支援の施策

1 児童手当

児童手当制度は、児童の健全な育成と資質の向上に資する目的で、昭和四十七年（一九七二）に施行された。その後数次にわたって改正が行われたが、平成十八年（二〇〇六）四月から、支給対象年齢が小学校第三学年修了前までから、小学校修了前までに拡大され、併せて所得制限が緩和された。

二十二年（二〇一〇）四月には「子ども手当」として、中学生以下の子どもがいる世帯に、子ども一人につき一律一万三〇〇〇円が所得制限なしに支給された。また、二十三年（二〇一一）十月からは特別措置法により、支給額が原則一百万円（三歳未満または「第三子以降の小学生以下」は月一万五千元）となった。

さらには、二十四年（二〇一二）四月分以降については、再び児童手当となり、六月分以降の支給については所得制限が設けられることとなった。

2 乳幼児医療費助成事業

乳幼児医療費助成制度は、三歳に達する日の属する月の末日までの乳幼児を対象に、乳幼児期における疾病等の治療を容易にし、乳幼児の保健福祉の増進と健全育成を図るものであったが、その対象を平成十七年(二〇〇五)十月には入院の場合の医療費助成を三歳に達する月の末日までから、六歳に達する日以後の最初の三月三十一日(小学校就学前)までに拡大した。

また、二十年(二〇〇八)十月からは、通院の場合の医療費助成を三歳に達する日の属する月の末日までから、小学校入学前までに拡大している。乳幼児医療費助成状況は、次の表のとおりである。

表 乳幼児医療費助成状況

(単位：人・件・円)

区分	平成14		15		16		17		18		19		20		21		22		23	
	年度	受給資格者	年度	受給資格者	年度	受給資格者	年度	受給資格者	年度	受給資格者	年度	受給資格者	年度	受給資格者	年度	受給資格者	年度	受給資格者	年度	受給資格者
入院	助成件数	1,193	助成件数	1,188	助成件数	1,067	助成件数	1,263	助成件数	1,417	助成件数	1,375	助成件数	1,148	助成件数	992	助成件数	1,064	助成件数	925
	助成金額	371,547,744	助成金額	341,131,646	助成金額	31,498,046	助成金額	44,042,415	助成金額	54,246,422	助成金額	49,823,283	助成金額	42,388,136	助成金額	42,413,033	助成金額	52,822,820	助成金額	37,726,308
外歯	平均助成額	311,444	平均助成額	287,730	平均助成額	29,520	平均助成額	34,871	平均助成額	38,283	平均助成額	36,235	平均助成額	36,923	平均助成額	42,755	平均助成額	49,646	平均助成額	40,785
	助成件数	701,76	助成件数	697,54	助成件数	67,757	助成件数	72,843	助成件数	69,284	助成件数	64,467	助成件数	89,120	助成件数	126,032	助成件数	130,825	助成件数	131,574
外歯	平均助成額	124,699,752	平均助成額	91,955,769	平均助成額	92,009,243	平均助成額	105,502,381	平均助成額	93,412,927	平均助成額	89,562,565	平均助成額	121,124,228	平均助成額	167,081,942	平均助成額	176,241,040	平均助成額	175,889,915
	助成件数	1,777	助成件数	1,318	助成件数	1,388	助成件数	1,421	助成件数	1,348	助成件数	1,389	助成件数	1,359	助成件数	1,326	助成件数	1,347	助成件数	1,334
柔道整復	助成件数	17	助成件数	19	助成件数	15	助成件数	9	助成件数	9	助成件数	14	助成件数	13	助成件数	29	助成件数	23	助成件数	42
	助成金額	13,698	助成金額	11,836	助成金額	6,542	助成金額	4,424	助成金額	4,702	助成金額	6,294	助成金額	6,388	助成金額	15,527	助成金額	7,501	助成金額	26,752
外歯	平均助成額	806	平均助成額	623	平均助成額	436	平均助成額	492	平均助成額	522	平均助成額	450	平均助成額	491	平均助成額	535	平均助成額	326	平均助成額	637
	助成件数	70,193	助成件数	69,773	助成件数	67,772	助成件数	72,852	助成件数	69,293	助成件数	64,481	助成件数	89,133	助成件数	126,061	助成件数	130,848	助成件数	131,616
柔道整復	助成金額	124,473,450	助成金額	91,967,605	助成金額	92,015,785	助成金額	103,506,805	助成金額	93,417,629	助成金額	89,568,859	助成金額	121,130,616	助成金額	167,097,469	助成金額	176,248,541	助成金額	175,515,667
	助成件数	1,777	助成件数	1,318	助成件数	1,388	助成件数	1,421	助成件数	1,348	助成件数	1,389	助成件数	1,359	助成件数	1,326	助成件数	1,347	助成件数	1,334
計	助成金額	161,868,194	助成金額	126,099,251	助成金額	123,513,831	助成金額	147,549,220	助成金額	147,664,051	助成金額	139,392,142	助成金額	163,518,752	助成金額	209,510,502	助成金額	229,071,361	助成金額	213,241,975
	平均助成額	2,268	平均助成額	1,777	平均助成額	1,794	平均助成額	1,991	平均助成額	2,088	平均助成額	2,117	平均助成額	1,811	平均助成額	1,649	平均助成額	1,737	平均助成額	1,609

(資料：延岡市こども家庭課)

三 ひとり親家庭等への支援

1 児童扶養手当

この手当制度は、父と生計を同じくしていない児童（十八歳に達する年度の三月三十一日まで、障がい児の場合には二十歳未満）を監護・養育している人に支給するものであったが、平成二十二年（二〇一〇）八月一日より、父子家庭の父にも児童扶養手当を支給することとなった。

児童扶養手当の支給状況は、次の表1・支給類型別別世帯数、表2・児童扶養手当支給月額、表3・児童扶養手当事由別支給状況のとおりである。

2 ひとり親家庭等医療費助成事業（旧母子家庭医療費助成事業）

本事業は、二十歳未満の者を扶養している配偶者のいない女子と、その者に扶養されている児童（十八歳に達した日の属する年度末までの者）または、父母のない児童が対象であった。しかし、平成二十年（二〇〇八）十月一日より父子家庭も対象とすることとなったため、母子及び父子家庭医療費助成事業と名称を変更したが、二十三年（二〇一一）四月一日からは、ひとり親家庭等医療費助成事業と名称を変更している。

医療費助成公費負担の状況は、次の表4・ひとり親家庭等医療費公費負担の内訳のとおりである。

表1 支給類型別世帯数 (単位：世帯)

年度\区分	全部支給	一部支給	全部停止
平成14	936	576	103
15	1,003	593	94
16	1,009	608	93
17	1,079	666	105
18	1,100	680	130
19	1,115	714	119
20	1,086	739	110
21	1,082	754	103
22	1,162	839	121
23	1,158	855	125

(資料：延岡こども家庭課)

表2 児童扶養手当支給月額 (単位：円)

年度\区分	1人		2人		3人以上	
	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給	全部支給	一部支給
平成14	42,370	42,360～ 10,000	47,370	47,360～ 15,000	1人増えるごとに3,000	
15	41,880	41,870～ 9,880	46,880	46,870～ 14,880	1人増えるごとに3,000	
16	41,880	41,870～ 9,880	46,880	46,870～ 14,880	1人増えるごとに3,000	
17	41,720	41,710～ 9,850	46,720	46,710～ 14,850	1人増えるごとに3,000	
18	41,720	41,710～ 9,850	46,720	46,710～ 14,850	1人増えるごとに3,000	
19	41,720	41,710～ 9,850	46,720	46,710～ 14,850	1人増えるごとに3,000	
20	41,720	41,710～ 9,850	46,720	46,710～ 14,850	1人増えるごとに3,000	
21	41,720	41,710～ 9,850	46,720	46,710～ 14,850	1人増えるごとに3,000	
22	41,720	41,710～ 9,850	46,720	46,710～ 14,850	1人増えるごとに3,000	
23	41,550	41,540～ 9,810	46,550	46,540～ 14,810	1人増えるごとに3,000	

(資料：延岡こども家庭課)

表3 児童扶養手当事由別支給状況 (単位：世帯)

年度\区分	離婚	死亡	障害	遺棄	未婚	その他	合計
平14	1,320	18	4	9	111	50	1,512
15	1,404	17	3	9	112	51	1,596
16	1,426	20	2	9	104	56	1,617
17	1,532	21	3	8	123	58	1,745
18	1,577	19	1	6	124	53	1,780
19	1,625	19	0	6	127	52	1,829
20	1,630	16	0	6	129	44	1,825
21	1,637	14	1	6	133	45	1,836
22	1,785	33	1	4	135	43	2,001
23	1,797	27	7	4	139	39	2,013

(資料：延岡こども家庭課)

第1章 社会福祉事業

表4 ひとり親家庭等医療費公費負担の内訳

年度	区分	助成件数 (件)	助成金額 (円)	内 訳		
				区 分	件 数	金額 (円)
平成14		7,782	37,673,411	入院	188	7,178,719
				外来	6,375	25,346,682
				歯科	1,219	5,148,010
15		8,155	40,895,844	入院	187	6,716,212
				外来	6,621	28,306,492
				歯科	1,347	5,873,140
16		8,701	44,091,679	入院	200	8,098,232
				外来	7,020	29,567,963
				歯科	1,481	6,425,484
17		9,885	50,705,712	入院	185	7,896,680
				外来	8,269	36,782,462
				歯科	1,431	6,026,570
18		11,075	53,112,482	入院	165	7,150,462
				外来	9,069	38,505,852
				歯科	1,841	7,456,168
19		12,701	60,538,611	入院	249	10,772,980
				外来	10,567	42,461,691
				歯科	1,885	7,303,940
20		12,397	57,557,314	入院	201	9,381,522
				外来	10,312	40,936,281
				歯科	1,884	7,239,511
21		12,531	63,198,241	入院	243	12,024,817
				外来	10,555	44,589,580
				歯科	1,733	6,583,844
22		11,985	60,213,210	入院	285	11,293,162
				外来	9,827	42,406,519
				歯科	1,873	6,513,529
23		12,525	62,785,621	入院	306	11,789,930
				外来	10,216	43,607,131
				歯科	2,003	7,388,560

(資料：延岡市こども家庭課)

3 母子家庭の自立支援

(1) 母子家庭等自立支援促進事業

母子家庭の母の主体的な能力開発への取り組みや、資格養成機関における受講に対して助成を行うことにより自立の促進を図ろうとするものであり、平成二十二年（二〇一〇）四月に県から権限委譲を受け、事業を開始している。

① 自立支援教育訓練給付金事業

母子家庭の母等が職業能力の開発のために受講する教育訓練講座の一部を助成し、母子家庭の自立を支援する。対象資格はホームヘルパー、医療事務、ケアマネージャー等で、二十三年（二〇一一）度の実績は、ホームヘルパー、医療事務各一人である。

② 高等技能訓練促進費事業

母子家庭における母の就職の際に有利な資格取得を促進するため、修業期間に訓練促進費を支給する。対象資格は看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等で、二十三年度の実績は、看護師一人、准看護師六人、保育士一人、社会福祉士三人の計十二人である。

(2) 母子自立支援員及び母子福祉協力員

宮崎県には、母子福祉法に基づいて一四人の母子自立支援員があり、そのうち延岡市（こども家庭課）には、二人が配置されている。

また、民間の協力者として宮崎県から委嘱された母子福祉協力員二〇人のうち、五人が本市関係の協力員として活動している。相談指導状況は、次の表のとおりである。

母子・寡婦福祉資金の貸付決定状況、表2・修学資金（一般分）貸付限度額（月額）一覧表、表3・就学支度資金貸付限度額一覧表のとおりである。

(3) 母子及び寡婦福祉資金の貸付

表 母子自立支援員相談指導状況

区 分		相談回数	
		平成17年度	平成23年度
生活一般	住 宅	29	23
	医 療	63	66
	家 庭 紛 争	32	40
	就 職	234	235
	結 婚	2	6
	養 育 費	17	14
	借 金	87	46
	そ の 他	329	130
小 計		793	560
児童	養 育	26	22
	教 育	156	103
	非 行	17	7
	就 職	33	16
	そ の 他	10	13
小 計		242	161
生活支援	母 子 福 祉 資 金	5,646	4,230
	寡 婦 福 祉 資 金	602	310
	母子年金または母子福祉年金	19	6
	児 童 扶 養 手 当	25	8
	生 活 保 護	26	59
	税	5	4
	そ の 他	16	14
小 計		6,339	4,631
その他		17	6
合 計		7,391	5,358

(資料：宮崎県北部福祉こどもセンター)

表1 母子・寡婦福祉資金の貸付決定状況

区 分		平成14年度		15		16		17		18		19		20		21		22		23	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始資金	-	-	-	-	-	3	3,900,000	-	-	1	2,800,000	1	1,350,000	-	-	-	-	-	-	-	-
修学資金	153	56,139,000	148	58,814,000	140	54,558,000	117	46,492,000	98	40,748,000	84	40,479,000	78	37,892,000	54	25,203,000	75	34,069,800	69	28,508,800	
技能習得資金	5	976,000	5	1,438,000	2	526,000	3	1,272,000	3	922,000	2	680,000	2	520,000	2	710,000	4	1,100,000	3	806,000	
修業資金	14	4,199,000	20	5,666,000	12	4,006,000	12	5,348,000	11	4,004,000	3	1,503,000	8	2,627,000	4	1,070,000	10	3,414,000	10	3,503,000	
就職支度資金	2	320,000	5	645,000	3	570,000	-	-	-	-	-	-	-	1	99,000	2	320,000	2	440,000	1	220,000
医療介護資金	1	50,000	1	51,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活資金	24	5,663,000	19	2,996,000	7	1,480,000	4	2,547,000	4	1,503,000	8	1,574,000	7	3,695,000	14	4,403,000	14	3,061,000	3	284,000	
住宅資金	7	1,082,000	5	831,000	3	590,000	5	799,000	2	360,000	2	490,000	4	987,000	5	995,000	9	1,804,000	6	1,140,000	
修学支度資金	74	18,615,000	73	20,301,000	67	17,480,000	48	17,191,000	44	14,992,000	31	11,511,000	44	16,217,000	62	22,838,500	79	24,913,100	66	22,042,000	
児童扶養資金	3	334,000	1	100,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別児童扶養資金	-	-	3	207,200	1	40,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	283	87,373,000	280	90,959,200	238	83,750,000	189	73,649,000	163	65,319,000	132	58,307,000	144	61,947,000	143	55,539,500	183	68,792,900	158	56,503,800	

(寡婦福祉資金)

(単位：円)

区 分	平成14年度		15		16		17		18		19		20		21		22		23	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業継続資金	-	-	1	1,328,000	3	1,800,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
修学資金	6	3,702,000	5	2,489,000	2	1,416,000	1	732,000	2	1,002,000	2	1,076,000	1	150,000	4	2,172,000	3	1,308,000	2	1,356,000
修業資金	-	-	-	-	1	300,000	-	-	-	-	-	-	-	-	1	100,000	-	-	-	-
就職支度資金	1	202,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	80,000	-	-	-	-
医療介護資金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
技能習得資金	-	-	1	450,000	-	-	-	-	1	75,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活資金	2	402,000	-	-	-	-	1	207,000	-	-	1	103,000	-	-	2	406,000	-	-	-	-
住宅資金	-	-	1	1,500,000	-	-	-	-	1	670,000	-	-	-	-	1	1,500,000	1	160,000	-	-
転宅資金	1	168,900	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
就学支度資金	-	-	2	890,000	-	-	-	-	2	870,000	-	-	1	590,000	2	307,000	1	580,000	2	1,180,000
計	10	4,474,900	10	6,657,000	6	3,316,000	2	939,000	6	2,617,000	3	1,179,000	2	740,000	12	4,805,000	7	2,638,000	4	2,536,000

母子・寡婦計	293	91,852,900	290	97,616,200	244	87,266,000	191	74,588,000	169	67,936,000	135	59,486,000	146	62,687,000	155	60,244,500	200	71,430,900	162	50,939,800
--------	-----	------------	-----	------------	-----	------------	-----	------------	-----	------------	-----	------------	-----	------------	-----	------------	-----	------------	-----	------------

(資料：宮崎県北部福祉センター)

第1章 社会福祉事業

表2 修学資金（一般分）貸付限度額（月額）一覧表 (単位：円)

学校等種別		学年別	1年	2年	3年	4年	5年
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	18,000	18,000	18,000	-	-
		自宅外通学	23,000	23,000	23,000	-	-
	私立	自宅通学	30,000	30,000	30,000	-	-
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000	-	-
高等専門 学 校	国公立	自宅通学	21,000	21,000	21,000	45,000	45,000
		自宅外通学	22,500	22,500	22,500	51,000	51,000
	私立	自宅通学	32,000	32,000	32,000	53,000	53,000
		自宅外通学	35,000	35,000	35,000	60,000	60,000
短期大学 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	45,000	45,000	-	-	-
		自宅外通学	51,000	51,000	-	-	-
	私立	自宅通学	53,000	53,000	-	-	-
		自宅外通学	60,000	60,000	-	-	-
大 学	国公立	自宅通学	45,000	45,000	45,000	45,000	-
		自宅外通学	51,000	51,000	51,000	51,000	-
	私立	自宅通学	54,000	54,000	54,000	54,000	-
		自宅外通学	64,000	64,000	64,000	64,000	-
専修学校 (一般課程)			31,000	31,000	-	-	-

平成23年4月1日現在

(資料：宮崎県北部福祉こどもセンター)

表3 就学支度資金貸付限度額一覧表 (単位：円)

学校区分	通学区分	限度額		
小学校		39,500		
中学校		46,100		
高等学校	国公立	自宅	150,000	
		自宅外	160,000	
	私立	自宅	410,000	
		自宅外	420,000	
高等専門 学 校	国公立	自宅	150,000	
		自宅外	160,000	
	私立	自宅	410,000	
		自宅外	420,000	
短期大学	国公立	自宅	370,000	
		自宅外	380,000	
	私立	自宅	580,000	
		自宅外	590,000	
大 学	国公立	自宅	370,000	
		自宅外	380,000	
	私立	自宅	580,000	
		自宅外	590,000	
専修学校	高等課程	国公立	自宅	150,000
		自宅外	160,000	
		私立	自宅	410,000
		自宅外	420,000	
	専門課程	国公立	自宅	370,000
		自宅外	380,000	
		私立	自宅	580,000
		自宅外	590,000	
	一般課程	国公立	自宅	150,000
		自宅外	160,000	
私立	自宅	150,000		
	自宅外	160,000		
修業施設	中学校卒業者が 入所する場合	自宅	75,000	
		自宅外	85,000	
	高等学校卒業者が 入所する場合	自宅	90,000	
		自宅外	100,000	

平成23年4月1日現在

(資料：宮崎県北部福祉こどもセンター)

(4) 母子寡婦世帯つなぎ資金の貸付

母子寡婦世帯の臨時的な緊急経費に充てるための資金として、市は事業を実施する母子寡婦福祉団体に対して一六五万円の貸付を行っている。

最近の貸付状況は、二十二年度が四八件、二十三年度が四三件となっている。

(5) 母子家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、修学等の自立を促進するために必要な事由や疾病等の事由により、一時的に生活援助や保育サービスが必要な場合、または生活環境の激変により日常生活を営むのに支障が生じている場合に、その生活を支援する者を派遣している。

4 母子生活支援施設

母子生活支援施設「ファミリーハイツ」は、母子世帯の母が生活や子どもの養育が困難な場合、その母子を入所させて保護するとともに、就労、家庭生活及び児童の教育に関する助言等を行うなど、自立を支援するための施設で、平成十年（一九九八）四月にそれまでの緑ヶ丘母子寮から、施設の管理運営を社会福祉法人緑ヶ丘福祉会に委託するとともに、名称をファミリーハイツに変更した。また、十八年（二〇〇六）四月からは指定管理者制度に移行し、管理運営を同法人が行っている。

二十三年（二〇一一）度の入所状況は、入所世帯八世帯で、入所人員は一七人となっている。

四 要保護児童対策

1 延岡市要保護児童対策地域協議会

要保護児童の適切な保護を図るためには、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが必要となってきた。平成十九年（二〇〇七）十月に延岡市要保護児童対策地域協議会を設置し、児童相談所をはじめ、医師会、民生委員・児童委員協議会など、市内の一九の機関・団体の参加を得て、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応等に努め連携強化を図っている。

2 家庭児童相談室

児童の家庭生活の健全化を図るため、平成六年（一九九四）七月一日から家庭相談員を児童家庭課（現こども家庭課）に配置し、児童の養育に関する諸問題について、相談・指導にあたっている。相談件数は、二十一年（二〇〇九）度六五八件、二十二年（二〇一〇）度一〇六〇件、二十三年（二〇一一）度七七七二件である。

五 障がいのある子どもへの支援

障がい児（十八歳未満の障がいのある児童）は、障がいの程度や内容がさまざままで発達の段階にも大きな差異があるため、適切な相談支援や療育等を行う必要があることから、延岡市においては障がいの早期発見・早期療育体制の整備など、障がい児の福祉の増進を図っている。

1 障がい児の状況

本市における十八歳未満の者に対しての身体障害者手帳の交付数は、この一〇年間でほぼ横ばいの状態で推移してきている。身体障害者手帳等の交付状況は、下の表1：十八歳未満の身体障害者手帳交付状況、表2：十八歳未満の療育手帳交付状況のとおりである。

また、十八歳未満の精神障害者保健福祉手帳交付状況は、平成二十二年（二〇一〇）度が一人、二十三年（二〇一一）度が二人となっている。

2 相談及び判定機関

障がい児に関する相談及び判定などを行う機関として、宮崎県延岡児童相談所が設置されている。

また、平成二十年（二〇〇八）二月に「宮崎県延岡発達障害者支援センター」がひかり学園内に開所され、発達障がい児（者）及びその家族等に対する相談支援・発達支援等を実施している。

3 障がい児の在宅福祉

(1) 児童デイサービス

児童デイサービスは、障害者自立支援法による介護給付の一つで、在宅の障がい児の日常生活の基本動作の指導、集団生活への適応訓

表1 18歳未満の身体障害者手帳交付状況 (単位：人)

区分 \ 年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
総数	117	118	119	110	103	110	118	116	115	115
肢体不自由	72	72	70	63	60	64	73	73	75	72
視覚障がい	3	2	3	5	3	4	4	4	4	3
聴覚障がい	15	15	17	16	19	22	21	19	19	18
言語障がい	0	1	1	1	0	0	0	0	0	2
内部障がい	27	28	28	25	21	20	20	20	17	20

(資料：延岡市障がい福祉課)

表2 18歳未満の療育手帳交付状況 (単位：人)

区分 \ 年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
総数	137	149	167	169	168	190	197	201	218	230
A	67	76	82	84	81	91	87	89	86	89
B1	36	40	45	43	49	45	51	52	58	60
B2	34	33	40	42	38	54	59	60	74	81

(資料：延岡市障がい福祉課)

練などの療育を行っている。

本市においては、市内二カ所の児童デイサービス事業所（延岡こども発達支援センターさくら園、児童デイサービスマスあは）があり、乳幼児健診や相談支援事業所等と連携しながら療育につないでいる。

支給決定児童数は、平成二十四年（二〇一二）三月末時点で八四人（未就学児四三人・就学児四一人）である。

(2) 障がい児療育強化事業

在宅の障がい児、または障がいの疑いのある児童とその保護者に対し、療育指導等を行いながら、地域での在宅生活を支援する。母子通園による保護者への療育指導や、通園が困難な児童に対する訪問保育など、児童デイサービスの機能を補う内容を実施している。実施施設は、延岡こども発達支援センターさくら園で、二十三年（二〇一一）度の実利用者数は二五人である。

(3) 障がい児地域療育機能強化事業

在宅の障がい児等に対し、理学療法士等による機能訓練、療育指導、相談等が受けられる体制を整備するとともに、「宮崎県立こども療育センター」との連携を持ち福祉の向上を図っている。

十二年（二〇〇〇）度から延岡こども発達支援センターさくら園で実施されており、二十三年度の実利用者数は三六人である。

4 その他の福祉施策

(1) 補装具給付事業

身体に障がいのある児童に対して、車いす、補聴器、各種補装具などの給付及び修理を行っている。平成二十三年（二〇一一）度の給付状況は、九七件となっている。

(2) 日常生活用具給付等事業

障がいのある児童に対して、歩行支援用具や訓練用ベッドなど日常生活の便宜を図るための用具を給付している。二十三年度の給付状況は、二九七件となっている。

(3) 重度心身障がい児医療費助成事業

重度心身障がい児に対して、医療費（保険診療分）の自己負担額の全部を助成している。

(4) 育成医療給付事業（実施主体：宮崎県）

身体に障がいのある児童のうち、比較的短期間に治癒の見込みのある者、または確実な治療効果が期待される者に対して、生活能力を得るために必要な医療の給付を行っている。

(5) 各種手当

① 特別児童扶養手当

二十歳未満の重度または中度の障がいの状態にある者を監護している父母あるいは養育者に対して、特別児童扶養手当を支給している。受給者状況は下の表のとおりである。

② 障害児福祉手当

二十歳未満の在宅で重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時介護を必要とする者に対して、障害児福祉手当を支給している。二十四年（二〇二二）四月一日現在の受給者は、九三人である。

表 特別児童扶養手当受給者数（単位：人）

級別 年度	1級 (重度)	2級 (中度)	計
平成14	117	68	185
15	122	68	190
16	121	68	189
17	128	83	211
18	123	79	202
19	121	84	205
20	120	89	209
21	122	86	208
22	130	84	214
23	132	84	216

（資料：延岡市障がい福祉課）

第五節 高齢者福祉

我が国の高齢化率（六十五歳以上人口の総人口に占める割合）は、昭和二十五年（一九五〇）には五パーセントに満たなかったが、四十五年（一九七〇）に七パーセントを超え（国連の報告書において「高齢化社会」と定義された水準）、さらに、平成六年（一九九四）にはその倍の一四パーセント（「高齢社会」と称される水準）を超えた。そして、二十年（二〇〇八）には二二パーセントを超え、五人に一人が六十五歳以上、十人に一人が七十五歳以上となっている。

延岡市における高齢化率は、昭和五十五年（一九八〇）当時は国よりも低い八・七パーセントであったが、平成二十二年（二〇一〇）の国勢調査の結果によると、国の二三・〇パーセントを超える二七・三パーセントとなっている。高齢者人口の推移は、表1・表2のとおりである。

平均寿命の延伸や少子化の進行による若年人口の減少で高齢化率は上昇し、また、いわゆる「団塊の世代」（昭和二十二年～二十四年生）が高齢期を迎えたことから、ますます高齢者人口、高齢化率とも増加すると見込まれている。

国は、このような急速な高齢化の状況を踏まえ、平成六年（一九九四）に高齢者保健福祉推進一〇カ年戦略（ゴールドプラン）を見直し、新規施策等を取り込んだ施策の基本的枠組み（新ゴールドプラン）を策定した。また、翌年、公正で活力ある地域社会が自立と連帯の精神に立脚して形成される豊かな社会の構築を基本理念とした、高齢社会対策基本法を制定した。さらに、十一年（一九九九）十二月には高齢者保健福祉施策の一層の充実を図るため、介護サービスの基盤整備を含む総合的なプランとして、今後五カ年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプ

ラン21)を新たに策定した。

また、介護を要する高齢者の増加に対応するため、九年(一九九七)に介護保険法を制定し、十二年(二〇〇〇)四月から介護保険制度が施行され、これまでの介護サービスの一元化を図り、高齢者介護に対する社会的支援を強化するなど、国民の保健医療の向上と福祉の増進に努めている。

この介護保険制度では、措置から契約への移行、選択と権利の保障や保健・医療・福祉の一体的提供が行われることとなり、先の「ゴールドプラン21」が十六年(二〇〇四)度を終期としていたことから、十七年(二〇〇五)には、これまでの制度の課題を踏まえ、制度の持続可能性を図った「新しい介護保険制度」がスタートし、今日に至っている。

このような国の動向に基づき、延岡市は、五年(一九九三)に延岡市老人保健福祉計画を策定、十二年三月には高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(ハートフルプラン21)を策定し、高齢者の保健福祉の推進、保健・医療・福祉の連携強化、高齢者を地域全体で支えるケアシステムの構築、介護予防の推進に取り組んできている。さらに、十八年(二〇〇六)度の介護保険制度の改正では、介護予防の強化と地域包括支援センターの設置、地域密着型サービスの提供など、新たなサービスの充実を図り、介護職員の処遇改善とともに介護の質の向上に努めている。

また、高齢者をはじめとして、「誰もが安心して健やかに暮らせる地域社会」の実現に向けて、十八年三月に「延岡市地域福祉計画」を策定し、延岡市社会福祉協議会等と連携しながら地域福祉の推進に取り組んでいる。

第1章 社会福祉事業

表1 全国・宮崎県・延岡市の高齢者人口の推移

区分 年度	人 口						人口比		
	総 数			65歳以上			65歳以上		
	全 国	宮崎県	延岡市	全 国	宮崎県	延岡市	全 国	宮崎県	延岡市
平成14	千人 127,435	人 1,165,763	人 123,812	千人 23,628	人 255,313	人 26,992	% 18.5	% 21.9	% 21.8
15	127,619	1,163,489	123,101	24,311	260,666	27,679	19.0	22.4	22.5
16	127,687	1,160,847	122,509	24,876	264,956	28,234	19.5	22.8	23.0
○17	127,768	1,153,042	121,635	25,672	270,586	28,987	20.1	23.5	23.8
18	127,770	1,148,220	129,357	26,604	276,452	32,349	20.8	24.1	25.0
19	127,771	1,142,636	132,512	27,464	281,901	34,544	21.5	24.7	26.1
20	127,710	1,136,288	131,412	28,220	285,643	34,946	22.1	25.1	26.6
21	127,510	1,132,025	130,787	29,005	289,674	35,471	22.7	25.6	27.1
○22	128,057	1,135,233	131,182	29,246	291,301	35,699	23.0	25.8	27.3
23	127,799	1,130,912	130,413	29,752	291,216	35,560	23.3	25.9	27.3

(注1) 全国は統計局推計人口、宮崎県・延岡市は現住人口 (資料：延岡市高齢福祉課)
調査による。

(注2) ○印は国勢調査

表2 延岡市高齢者人口の推移

(単位：人)

年次	年齢	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～89歳	90～ 歳	合 計
平成15		8,117	7,742	5,497	5,330	993	27,679
17		7,747	7,802	6,262	5,932	1,244	28,987
19		8,514	8,855	7,706	7,813	1,656	34,544
21		8,400	8,496	8,035	8,749	1,791	35,471
23		7,767	8,074	8,061	9,663	1,995	35,560

各年10月1日現在

(資料：延岡市高齢福祉課)

(注) 平成19年以降は、合併後の数値

第六節 介護保険

介護保険制度は、平成九年（一九九七）十二月に公布された介護保険法に基づき、新たな社会保険制度として誕生し、十二年（二〇〇〇）四月から施行された。その後、十八年（二〇〇六）と二十四年（二〇一二）に改正法が施行され、超高齢社会となった日本を支える社会保障政策の一つの大きな柱に成長した制度となっている。

本制度の基本理念は、高齢化の進行に伴い、加齢に起因する疾病等により何らかの介護を必要とする高齢者の増加や、核家族化の進展などに伴う家族介護機能の弱体化によって、国民の老後の生活における最大の不安要因となる介護問題を、社会全体で支え合うというものである。

なお、この事業に必要な財源は、第一号及び第二号被保険者が負担する保険料二分の一と公費二分の一（国四分の一、都道府県八分の一、保険者の市町村八分の一）でまかなわれ、サービスを受けた者（利用者）は、そのサービスにかかった費用の一割を、利用料として負担することとなる。

一 保険者及び被保険者

介護保険制度における保険者は市町村で、六十五歳以上の者が第一号被保険者、四十歳以上六十五歳未満の医療保険加入者が第二号被保険者である。第一号被保険者数は、表1のとおりである。

表1 第1号被保険者数 (単位：人)

区分 \ 年度	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
65歳以上75歳未満	15,977	15,895	15,658	16,876	17,620	17,192	16,997	16,764	15,977	15,861
75歳以上	11,759	12,404	13,076	15,365	16,814	17,620	18,345	18,984	19,573	20,030
計	27,736	28,299	28,734	32,241	34,434	34,812	35,342	35,748	35,550	35,891

各年4月1日現在

(資料：延岡市高齢福祉課)

第1章 社会福祉事業

表2 延岡市の第1号被保険者の保険料（年額）
（平成24～26年度の3カ年）

段階	対象者	保険料率	保険料
			(円)
第1段階	世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者または、生活保護受給者	基準額×0.5	31,500
第2段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人		
第3段階 (特例対象)	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.7	44,100
第3段階	世帯全員が市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円を超える人	基準額×0.75	47,250
第4段階 (特例対象)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の人	基準額×0.88	55,400
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える人	基準額×1.0	63,000
第5段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.25	78,750
第6段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が125万円以上160万円未満の人	基準額×1.35	85,050
第7段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が160万円以上190万円未満の人	基準額×1.5	94,500
第8段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が190万円以上400万円未満の人	基準額×1.75	110,250
第9段階	本人が市民税課税で、合計所得金額が400万円以上の人	基準額×1.95	122,850

（資料：延岡市高齢福祉課）

介護保険の第一号被保険者にかかる介護保険料は、延岡市介護保険条例に定めるとおり、本人の属する世帯における市民税の課税状況等に応じて決定し、徴収は、老齢・退職・障害・遺族年金からの特別徴収（天引きによる方法）、または、普通徴収によることとしている。なお、第二号被保険者については、各医療保険者が一括徴収する。第一号被保険者の保険料は次の表2のとおりである。

二 保 険 料

三 要介護認定

被保険者が、保険給付（介護サービス）を受けるには、要介護・要支援認定を受けることが必要で、認定審査会（保健、医療または福祉に関する学識経験を有する者のうちから、市町村長が任命した委員で構成）で全国一律の基準のもと要介護度が認定される。

延岡市の要介護認定の状況は、下の表3、表4のとおりである。

四 介護給付費

延岡市の介護給付費（介護サービス費）は、平成二十二年（二〇一〇）度に対し、二十三年（二〇一一）度は、約五億五二〇〇万円の増となっている。

介護給付費決算額の推移は、次の表5のとおりである。

表3 要介護認定状況（実数） （単位：人）

区分 年度	要支援	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
平成15	656	—	—	1,367	722	545	577	602	4,469
16	647	—	—	1,386	766	622	554	631	4,606
17	750	—	—	1,574	832	729	618	738	5,241
18	45	510	502	1,010	1,053	945	687	777	5,529
19	—	474	536	939	1,114	917	846	769	5,595
20	—	451	602	1,020	1,164	1,020	853	794	5,904
21	—	534	609	1,214	1,281	981	930	814	6,363
22	—	683	674	1,359	1,317	973	844	867	6,717
23	—	710	693	1,439	1,324	993	891	852	6,902

各年4月1日現在

（資料：延岡市高齢福祉課）

（注）平成17年度までは、要支援1と2の区分はない。

表4 要介護認定状況（延べ件数） （単位：件）

区分 年度	平成 15	16	17	18	19	20	21	22	23
新規認定数	1,177	1,066	1,162	1,146	1,291	1,395	1,608	1,663	1,600
更新等認定数	4,510	4,864	5,041	6,027	5,024	5,699	5,625	6,033	4,767
計	5,687	5,930	6,203	7,173	6,315	7,094	7,233	7,696	6,367

（資料：延岡市高齢福祉課）

第1章 社会福祉事業

表5 介護給付費決算額の推移

(単位：千円)

年度 区分	平成15	16	17	18	19	20	21	22	23
審査手数料	10,395	9,135	9,937	10,567	11,175	11,795	12,554	13,645	14,757
高額介護 サービス費	52,504	55,488	75,516	133,150	147,303	158,498	165,920	241,763	253,409
施設介護 サービス費	3,275,823	3,244,321	3,342,114	3,480,580	3,707,675	3,752,124	3,951,006	4,001,606	4,044,002
居宅介護 サービス費	2,899,222	3,312,226	3,485,897	3,880,855	4,374,832	4,842,605	5,400,813	5,934,103	6,431,198
計	6,237,944	6,621,170	6,913,464	7,505,152	8,240,985	8,765,022	9,530,293	10,191,117	10,743,366

(資料：延岡市高齢福祉課)

五 介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者に対しては、都道府県の指定を受けた介護サービス事業者（所）がサービスを提供することになるが、この際、居宅サービスについては、介護サービス計画（ケアプラン）の作成が必要となることから、新たな職種として介護支援専門員が設けられた。

この専門員は、都道府県の指定を受けた「指定居宅介護支援事業者」が行う事業所に、法に示された基準に基づいて設置するもので、ケアプランの作成のほか、サービス提供事業所や施設間の連絡調整などを行い、利用者の援助にあたっている。

六 介護保険サービス

介護保険サービスの状況については、次の表6・介護保険サービス区分ごとの提供内容、表7・介護保険サービス提供事業者（所）数、表8・介護保険サービス利用者数、表9・介護保険サービス利用者数（施設ごと）のとおりである。

表6 介護保険サービス区分ごとの提供内容

サービス区分		サービス提供内容
施設・ 居住系サ ービス	介護老人福祉施設	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人に対して、日常生活上の介護を行う施設。
	介護老人保健施設	病状が安定している人に対して、在宅復帰に向けて、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションや医療上のケアを行う施設。
	介護療養型医療施設	急性期の治療は終わったものの、医学的管理のもとで長期療養が必要な人に対して、医療、看護、介護、リハビリテーションを行う施設。
	特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等において、日常生活上の世話や機能訓練及び療養上の世話を行う居住系のサービス。
居宅サ ービス	訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が自宅を訪問し、心身の状況や生活環境に応じて身体介護や生活援助を行うサービス。
	訪問看護	看護師が自宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行うサービス。
	訪問入浴	外出が困難な人に対して、介護士と看護師が自宅を訪問し、移動入浴車等で入浴介助を行うサービス。
	訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などが自宅を訪問し、心身の機能回復を図ることを目的に行うサービス。
	居宅療養管理指導	通院の困難な人に対して、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが、療養上の管理や指導を行うサービス。
	通所介護	食事や入浴などの日常生活上の支援やレクリエーションなどの生活行為向上のための支援を日帰りで受けるサービス。
	通所リハビリテーション	食事や入浴などの日常生活上の支援や心身機能の維持回復に向けたリハビリテーションを受けるサービス。
	短期入所生活介護	特別養護老人ホーム等にて、短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練を受けるサービス。
	短期入所療養介護	介護老人保健施設や医療機関にて、短期間入所して、日常生活上の支援や機能訓練、医療上のケアを受けるサービス。
	福祉用具貸与	居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、適切な福祉用具をレンタルで受けるサービス。
特定福祉用具販売	居宅において、指定された事業者から福祉用具を購入したとき、購入費の一部が支給されるサービス。	
住宅改修	手すりの取付けなどの一定の住宅改修を実際に居住する住宅について行ったときに、かかった費用の一部が支給されるサービス。	
地域密着型サ ービス	認知症対応型通所介護	認知症の人が、食事や入浴、専門的なケアを日帰りで受けるサービス。
	小規模多機能型居宅介護	通所を中心に、様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊などを組み合わせて行うサービス。
	認知症対応型共同生活介護	認知症の人に対して、共同生活をする住宅（グループホーム）で、家庭的な環境と地域住民の交流の下、日常生活上の世話や機能訓練を行う居住系のサービス。

平成24年4月1日現在

(資料：延岡市高齢福祉課)

第1章 社会福祉事業

表7 介護保険サービス提供事業者（所）数 (単位：件・人)

区 分		年 度									
		平成 15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
施設・居住系サービス	介護老人福祉施設	5 (405)	5 (405)	5 (405)	7 (535)	8 (585)	8 (585)	8 (615)	8 (615)	8 (645)	8 (645)
	介護老人保健施設	4 (290)	4 (290)	4 (290)	4 (290)	5 (370)	6 (450)	6 (450)	6 (450)	6 (450)	7 (535)
	介護療養型医療施設	6 (156)	6 (156)	6 (156)	7 (182)	7 (162)	7 (162)	6 (130)	6 (130)	5 (124)	5 (119)
	特定施設入居者生活介護	0 (0)	2 (95)	2 (95)	2 (95)	3 (125)	3 (125)	4 (156)	5 (196)	6 (232)	6 (232)
居宅サービス	訪問介護	22	24	26	33	35	34	34	37	38	38
	訪問看護	5	5	5	5	5	6	4	4	6	6
	訪問入浴介護	2	2	2	3	2	2	2	2	2	1
	訪問リハビリテーション	介護保険ではみなし指定となっているため、医療保険対象となる病院・医院等において実施されているものである。									
	居宅療養管理指導	介護保険ではみなし指定となっているため、医療保険対象となる病院・医院等において実施されているものである。									
	通所介護	17	20	20	32	38	38	45	47	52	56
	通所リハビリテーション	5	5	6	7	8	10	10	10	10	11
	短期入所生活介護	6	6	6	8	10	9	9	9	9	9
	短期入所療養介護	4	4	4	5	5	6	6	6	6	7
	福祉用具貸与	6	9	11	12	11	11	10	8	9	9
	特定福祉用具販売	3	6	9	10	9	9	10	8	9	9
住宅改修	事業者の指定なし										
地域密着型サービス	認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	1	2	2	2	3
	小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	1	2	2	7	9
	認知症対応型共同生活介護	6 (98)	6 (98)	6 (98)	7 (116)	9 (152)	9 (143)	10 (161)	10 (161)	13 (206)	13 (215)

各年4月1日現在

(資料：延岡市高齢福祉課)

(注) () 内は、定員数

表8 介護保険サービス利用者数

(単位：人)

区 分	年 度								
	平成 15	16	17	18	19	20	21	22	23
介護保険サービス利用者総数	5,966	6,190	6,613	6,422	6,754	7,163	7,757	8,383	9,168
施設サービス利用者数計	872	862	1,022	1,095	1,109	1,138	1,164	1,146	1,197
介護老人福祉施設	410	410	543	578	583	582	613	614	627
介護老人保健施設	320	314	323	364	357	427	425	414	454
介護療養型医療施設	142	138	156	153	169	129	126	118	116
居住系サービス利用者数計	50	94	95	212	197	189	225	257	258
特定施設入居者生活介護	50	94	95	212	197	189	225	257	258
居宅サービス利用者数計	4,905	5,081	5,332	4,940	5,274	5,582	6,118	6,639	7,311
訪問介護	1,258	1,244	1,323	1,250	1,254	1,301	1,348	1,394	1,464
訪問看護	175	173	147	113	111	108	113	101	115
訪問入浴介護	61	70	56	58	59	57	52	46	50
訪問リハビリテーション	44	42	44	52	45	48	50	55	54
居宅療養管理指導	56	54	46	34	27	24	46	111	434
通所介護	1,424	1,460	1,576	1,620	1,772	1,904	2,158	2,322	2,379
通所リハビリテーション	450	470	496	506	489	557	591	618	662
短期入所生活介護	216	236	233	258	288	243	251	277	271
短期入所療養介護	52	52	43	48	41	40	44	44	43
福祉用具貸与	1,169	1,280	1,368	1,001	1,188	1,300	1,465	1,671	1,839
地域密着型サービス利用者数計	139	153	164	175	174	254	250	341	402
認知症対応型通所介護	-	-	-	18	20	43	45	41	44
小規模多機能型居宅介護	-	-	-	-	-	38	43	97	144
認知症対応型共同生活介護	139	153	164	157	154	173	162	203	214

(注1) 各年度末の状況(給付実績データより)

(資料：延岡市高齢福祉課)

(注2) 「施設サービス」の施設ごとの利用者数については、表9のとおりである。

(注3) 「認知症対応型共同生活介護」には、短期利用者数を含む。

第1章 社会福祉事業

表9 介護保険サービス利用者数（施設ごと）（単位：人）

区 分	年 度									
	平成 15	16	17	18	19	20	21	22	23	
施設サービス利用者数計	1,081	1,086	1,116	1,112	1,091	1,138	1,164	1,146	1,197	
介護老人福祉施設	537	560	588	583	583	582	613	614	627	
楓 荘	49	49	50	49	51	48	76	76	74	
敬 寿 園	143	145	144	144	147	139	142	143	141	
水 明 荘	46	46	73	74	72	74	74	74	74	
ふ れ あ い の 里	79	80	78	80	80	79	78	78	75	
み の り 園	77	75	80	74	74	78	77	78	78	
ひ え い の 郷	51	50	49	50	51	49	50	50	67	
千 寿 園	30	52	50	49	48	48	50	50	49	
き た が わ 荘	49	49	51	49	49	50	50	49	51	
市 外 施 設	13	14	13	14	11	17	16	16	18	
介護老人保健施設	374	366	368	369	357	427	425	414	454	
エクセルライフ	80	81	79	78	73	75	76	72	75	
螢 邑 苑	76	77	75	75	73	72	75	74	75	
昭 和 苑	60	59	58	57	54	58	56	53	59	
東 海 園	-	-	-	-	-	76	74	75	75	
トトロみのある園	59	60	64	64	62	58	50	53	57	
のべおか老健あたご	-	-	-	-	-	-	-	-	26	
マイ・グリーンヒル	72	72	73	77	76	70	75	75	75	
市 外 施 設	27	17	19	18	19	18	19	12	12	
介護療養型医療施設	170	160	160	160	151	129	126	118	116	
黒 瀬 病 院	26	23	25	27	20	23	25	23	26	
杉 本 病 院	42	41	40	40	40	34	35	35	37	
延岡リハビリテーション病院	40	37	36	37	32	20	22	20	19	
野 村 病 院	28	28	27	26	26	28	27	29	26	
山 本 医 院	4	5	3	4	5	0	0	0	0	
長 沼 医 院	10	8	9	10	10	11	-	-	-	
北 浦 診 療 所	7	6	6	6	6	6	7	-	-	
市 外 施 設	13	12	14	10	12	7	10	11	8	

（資料：延岡市高齢福祉課）

第七節 介護保険制度以外の高齢者福祉サービス

一 生活支援事業

1 配食サービス事業

おおむね六十五歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯、または、これに準ずる世帯で、老衰・心身障がい・傷病などにより調理が困難な者に対し、昼食・夕食のどちらかを一日一食自宅に届け、同時に利用者の安否を確認するという事業である。平成六年（一九九四）度に事業を開始し、十三年（二〇〇一）度からは年末年始の五日間を除き、毎日配達している。なお、利用者の負担金は一食四〇〇円である。

二十四年（二〇一三）四月現在、配食サービスを委託している事業所は、次の六カ所である。

① 延岡市高齢者福祉協会 ② J A 延岡 ③ 杉の子福祉会

④ 千寿会 ⑤ ライフラボ生援隊 ⑥ レストラン八七八

なお、配食サービスの状況は、下の表のとおりである。

2 軽度生活援助事業

介護保険による要介護認定により非該当と判定された者、または、認定を受けても非該当と判定される見込みの者で、日常生活に支障をきたし、支援を必要とする高齢者等に、軽易な日常生活の援助を行う事業で、平成十二年（二〇〇〇）度から実施している。利用者の負担金は三〇分当たり

表 配食サービスの状況

区分 年度	利用実人員 (人)	配食数 (食)
平成14	365	37,514
15	337	36,449
16	299	38,114
17	272	33,271
18	279	33,313
19	293	32,580
20	326	38,329
21	316	40,169
22	314	40,938
23	327	40,696

(資料：延岡市高齢福祉課)

一〇〇円である。

二十四年（二〇一二）四月現在、次の七カ所に事業を委託しており、その利用状況は下の表のとおりである。

- ① 延岡市高齢者福祉協会
- ② あさがおの会
- ③ まほうの手
- ④ さたがわ荘（豊寿会）
- ⑤ ひえいの郷（川水流福祉会）
- ⑥ なないろ会（光紀会）
- ⑦ アドニス訪問介護

3 訪問理美容サービス事業

おおむね六十五歳以上で、老衰・心身障がい・傷病などにより、理美容院に出向くことが困難な高齢者の自宅を訪問し、理美容のサービスを提供する事業で、平成十二年（二〇〇〇）度から実施している。延岡市高齢者福祉協会にサービス調整業務を委託している。サービス利用については、理美容の種別に応じた負担金が必要となっている。利用状況は、十五年（二〇〇三）度が一五四人、二十年（二〇〇八）度が二六人、二十三年（二〇一一）度が三六人である。

4 寝具洗濯乾燥消毒サービス事業

おおむね六十五歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯、または、これに準ずる世帯で、老衰・心身障がい・傷病などにより寝具の衛生管理が困難な者に対して、寝具等の水洗い・乾燥消毒などのサービスを提供する事業で、平成十二年（二〇〇〇）度から実施している。利用状況は、十五年（二〇〇三）度が二一人、二十年（二〇〇八）度が四人、二十三年（二〇一一）度が八人である。

表 軽度生活援助利用状況

年度	区分	利用実人員 (人)	サービス提供時間 (時間)
平成14		131	7,043.0
15		141	8,155.0
16		154	8,864.0
17		166	10,127.5
18		184	11,501.5
19		201	7,776.0
20		188	6,552.5
21		156	5,318.5
22		117	4,570.5
23		112	4,064.0

(資料：延岡市高齢福祉課)

5 高齢者世話付住宅生活援助員派遣事業

高齢者世話付住宅に居住する高齢者に対し、生活援助員を派遣して生活指導・相談、一時的な家事援助及び安否の確認などのサービスを提供する事業である。平成十年（一九九八）度から市営西階すみれ団地の高齢者世話付住宅三〇戸で、十六年（二〇〇四）度から市営一ヶ岡A団地の高齢者世話付住宅三〇戸でサービスを実施している。生活援助員の派遣は、いずれも康生会（すみれ団地は敬寿園、一ヶ岡A団地は水明荘）に委託している。

6 日常生活用具給付事業

在宅の二次予防事業対象者（要介護状態になるおそれの高い状態にあると認められる者）や一人暮らし高齢者などに、その者の身体状況等に応じた日常生活用具を給付し、高齢者の自立した生活と介護者の負担軽減を図る事業である。

昭和四十七年（一九七二）からの実施であるが、平成十二年（二〇〇〇）度の介護保険制度施行以降は、歩行支援用具や入浴補助用具などの介護保険対象品目については、介護保険制度の利用を優先させている。また、給付に際しては市民税額の世帯課税状況により補助率を定めている。

日常生活用具給付の状況は、下の表のとおりである。

7 緊急通報システム事業

おおむね六十五歳以上の単身世帯や高齢者のみの世帯、または、これに準ずる世帯の高齢者で、突発的に生命に危険な症状を発生する病気を有する者、緊急事態に機敏に行動することが困難と思われる者に、二四時間対応の緊急通報

表 日常生活用具給付の状況 (単位：件)

区分 年度	火 報 器	災 知 器	自 消 火 器	動 器	電 調 理 器	磁 器	腰 便	掛 座	入 浴 補 助 用 具	歩 行 支 援 用 具
平成14	4	11	7	2	163	40				
15	3	22	1	211	37					
16	2	12	2	176	115					
17	1	12	4	176	65					
18	10	12	4	86	91					
19	20	20	8	69	82					
20	16	13	4	40	49					
21	16	15	5	13	35					
22	16	15	4	24	45					
23	11	15	1	23	56					

(資料：延岡市高齢福祉課)

受信センター（民間事業者）と直結した緊急通報装置を設置し、緊急時の安全確保を図る事業で、平成二十年（二〇〇八）度から実施している。利用状況は、二十年度が八七人、二十三年（二〇一一）度が一三三人である。

8 高齢者住宅改造助成事業

要支援、または要介護状態区分（介護保険制度の基準による）にある高齢者の住環境の整備に対して、最高五〇万円（所得制限あり）の補助を行う事業である。なお、適用に当たっては、介護保険サービス居宅介護住宅改修費が優先される。住宅改造助成の実績は、平成十五年（二〇〇三）度が三八人、二十年（二〇〇八）度が二〇人、二十三年（二〇一一）度が七人である。

二 家族介護支援事業

1 紙おむつ等支給事業

市民税非課税世帯で、要介護四、または、五に相当する高齢者（四十歳以上で特定疾病に該当する者を含む）を在宅介護している者に、一割の利用者負担で月額六〇〇〇円を上限に、紙おむつなどを現物支給する事業で、平成十三年（二〇〇一）度から実施している。事業の実績は、十五年（二〇〇三）度が六八人、二十年（二〇〇八）度が七〇人、二十三年（二〇一一）度が七八人である。

2 家族介護慰労事業

市民税非課税世帯で、介護保険サービスを過去一年間利用しなかった（一週間程度のショートステイ、三カ月未満の入院を除く）要介護四、または、五に相当する高齢者を介護する者に対し、年間一〇万円の慰労金を支給

する事業で、平成十三年（二〇〇一）度から実施している。支給世帯数は、十五年（二〇〇三）度が四件、二十年（二〇〇八）度が二件、二十三年（二〇一一）度が二件である。

3 家族介護者交流事業

おおむね六十五歳以上の高齢者を介護している家族に施設見学や交流会などに参加してもらうことによって、身体的、精神的な負担の軽減を図るとともに、介護者相互の意見交換等を行う事業で、平成十四年（二〇〇二）度から実施している。延岡市社会福祉協議会に事業を委託している。

4 高齢者短期宿泊事業

本事業は、平成十二年（二〇〇〇）度から実施しており、おおむね六十五歳以上の対象者を養護老人ホームに宿泊させ、生活習慣の指導や体調の調整を図ることなどにより、自立した生活を継続することができるよう支援する事業である。この事業の対象は、基本的な生活習慣の欠如や対人関係の不成立などの、いわゆる社会適応が困難な者のほか、家庭の事情などにより短期的に在宅での生活が困難になった者で、要介護認定により非該当と判定された者、または、非該当と判定される見込みのある者となっている。利用にあたっては、一カ月に一週間を限度として、費用は一日当たり二〇〇〇円である。

利用状況は下の表のとおりである。

表 高齢者短期宿泊状況

区分 年度	利用者（人）			利用日数（日）		
	若葉荘	照葉	計	若葉荘	照葉	計
平成14	28	0	28	169	0	169
15	17	2	19	97	8	105
16	18	1	19	110	7	117
17	21	7	28	133	49	182
18	27	4	31	161	16	177
19	23	9	32	129	53	182
20	30	6	36	183	30	213
21	33	3	36	174	21	195
22	16	7	23	84	46	130
23	11	11	22	50	80	130

（資料：延岡市高齢福祉課）

三 介護予防事業

1 転倒骨折予防教室事業

転倒骨折による寝たきりや認知症、低栄養の予防等、高齢者の自立した生活を目指して、地域の高齢者の団体などを対象に、健康・栄養に関する講話や簡単な体操、口腔ケア等の指導を行う転倒骨折予防教室を開いている。平成十八年（二〇〇六）度から、各地域包括支援センター（一カ所）に事業を委託して実施している。開催回数は、各地域包括支援センターとも年八回程度で、一回の参加者は三〇人程度を見込んでいる。開催実績は、十八年度が開催回数三四回、参加人数七一七人、二十年（二〇〇八）度が七八回、一五五九人、二十三年（二〇一一）度が八三回、一七五五人である。

2 元氣あつぷシニアデイサービス事業

国によって示された「基本チェックリスト（運動機能や栄養状態、口腔機能、閉じこもりや認知症・うつ病の予防などの調査項目からなる判定表）」により、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると判定された六十五歳以上の高齢者に対して、デイサービスセンターなどにおいて運動器等の機能向上プログラムを実施し、自立した生活の確立と自己実現の支援を行う事業で、平成二十年（二〇〇八）度から実施している。基本は週一回で、合計一二回のプログラムを行い、終了後に評価を行う。利用料は、食事にかかる費用以外は原則無料としている。利用状況は、二十年度の延べ利用人数が九人、二十一年（二〇〇九）度が六〇四人、二十二年（二〇一〇）度が六六八人、二十三年（二〇一一）度が一〇〇三人である。

3 生きがいデイサービス事業

元気あっぷぶシニアデイサービス事業終了者のうち、引き続き通所サービスの提供が必要と判断される介護保険非該当者等に対して生活指導や日常動作訓練、生きがい活動等の各種サービスを提供することにより、要介護状態への進行を予防する事業である。また、介護に不安のある高齢者等についてデイサービスセンターに通わせることにより、介護者との良好な関係づくりを支援する事業ともなっており、平成十二年（二〇〇〇）度から実施している。

利用回数は原則として一週間に一回で、一回当たりの負担金は一〇〇〇円（施設利用料二六〇円、入浴料三〇〇円、食料料四〇〇円、送迎料四〇円）である。二十四年（二〇一二）四月現在、市内の実施設は二四施設で、その利用状況は下の表のとおりである。

4 シルバー生き生きサロン事業

家に閉じこもりがちな、おおむね六十歳以上の者を対象に、介護予防を目的として趣味やスポーツ、レクリエーションなどの活動をおとして、地域の高齢者の仲間づくりを進める事業である。平成十二年（二〇〇〇）度からJA延岡（五カ所）に、十八年（二〇〇六）度からは延岡市赤十字奉仕団（二カ所）にも委託し実施している。

事業実績は、十五年（二〇〇三）度の参加延べ人数が一〇六六人、二十年（二〇〇八）度が一六一九人、二十三年（二〇一一）度が

表 生きがいデイサービス利用状況 (単位：人)

区分 年度	利用実人員	利用延べ人員
平成14	118	3,053
15	118	3,539
16	152	4,109
17	127	4,083
18	209	6,485
19	259	7,348
20	185	8,014
21	143	7,228
22	113	5,576
23	110	4,527

(資料：延岡市高齢福祉課)

一二六八人である。

5 地域住民グループ支援事業

家に閉じこもりがちな一人暮らしの高齢者等を対象に、介護予防を目的として趣味などの各種活動を行って、健やかで活力ある地域づくりを進めているグループを支援する事業で、平成十二年（二〇〇〇）度から延岡市社会福祉協議会に委託して事業を実施している。地域住民グループ支援事業実績は下の表のとおりである。

6 さわかシニア事業「健康塾」

高齢者の筋力アップや有酸素運動、レクリエーションなど介護予防を目的として地域で開催される「健康塾」（健康教室）に対し支援を行う事業で、平成二十二年（二〇一〇）度から実施している。延岡市健康教室推進協議会に講師の派遣を委託している。

事業実績は、二十二年度が実施カ所三カ所、参加者実人員四三七人で、二十三年（二〇一一）度は三五カ所、四九〇人となっている。

7 介護支援ボランティア事業

六十五歳以上の高齢者が、社会参加・生きがい・介護予防を目的として、介護保険施設等においてボランティア活動を行った場合に、その活動を評価してポイントを付与し、年間五〇〇〇円を限度として、転換交付金を支給する事業で、平成二十四年（二〇一二）度から実施している。

表 地域住民グループ支援事業実績

年度	区分	グループ数(カ所)	参加延べ人(人)
平成14		43	7,413
15		47	16,071
16		54	17,216
17		57	13,757
18		95	20,378
19		116	32,937
20		114	36,941
21		112	37,816
22		113	36,416
23		120	32,106

(資料：延岡市高齢福祉課)

四 社会参加・生きがいづくり事業

1 高齢者福祉バス運行委託事業

平成十二年（二〇〇〇）度に老人福祉バスの名称を高齢者福祉バスと改称し、業者に運行を委託している。主に、高齢者クラブ活動等の支援として無料運行しているものであるが、高齢者の生きがいや仲間づくりを促進するため、地域福祉推進チームなどにも利用を認めている。申込みの受付や日程調整については延岡市高齢者福祉協会に委託している。

最近三年間の運行状況は、二十一年（二〇〇九）度に三四六回・利用者八〇三一人、二十二年（二〇一〇）度に二九九回・利用者六八六六人、二十三年（二〇一一）度に三三三回・利用者七六三四人である。

2 高齢者バス貸切料助成事業

平成三年（一九九一）度から六十五歳以上の高齢者の団体（二〇人以上）が生きがいや健康づくりを目的に、貸切バスを使用した研修等を実施する場合に貸切バスの利用料の一部を助成している。

助成額は、三年度から十一年（一九九九）度までは、一台につき一万円で、その後一台につき三万円を限度として貸切バス利用料の二分の一を助成していたが、十八年（二〇〇六）度は、市町合併等による利用増が見込まれたことから、助成額の上限を二万五〇〇〇円に改正した。最近三年間の助成状況は、二十一年（二〇〇九）度に六三件、二十二年（二〇一〇）度に八六件、二十三年（二〇一一）度に八八件である。

3 高齢者バス力等交付事業

平成三年（一九九一）度から十一年（一九九九）度までは、高齢者社会参加交通費助成事業としてバス乗車回

数券を交付してきたが、十二年（二〇〇〇）度から（株）宮崎交通の悠々パス券購入助成を加え、十七年（二〇〇五）度からは、バス乗車回数券をバスカ（バスカード）に替えて交付を行っている。対象は七十歳以上で、公的年金額の受給年額が一〇〇万円以下（軍人恩給は除く）の人となっている。

4 高齢者ヘルストピア延岡利用料金助成事業

市内居住の七十歳以上の高齢者が「ヘルストピア延岡」を利用する際に、高齢者の健康づくりを目的に、利用料金の一部（二百円/回）を助成する事業であり、平成六年（一九九四）度から実施している。

助成状況は、二十一年（二〇〇九）度が延べ利用者数五万七〇三二人、二十二年（二〇一〇）度が六万六四〇七人で、二十三年（二〇一一）度が七万三三三三人である。

5 長寿祝金支給事業

平成十一年（一九九九）度までは、敬老年金支給事業及び百歳お祝い事業として八十歳以上の者全員にお祝いを支給し、十二年（二〇〇〇）度からは、長寿祝金支給事業として、人生の節目である傘寿、米寿、白寿及び百歳以上の高齢者に対して支給してきた。二十三年（二〇一一）度には、高齢者の平均寿命の延伸や高齢者数の増加とともに、健康長寿施策の事業強化を背景として、長寿祝金支給事業の見直しを行い、支給対象者を米寿、百歳、最高齢者に改めた。二十三年度の長寿祝金支給状況は、米寿（祝い金一万円）が六三〇人、百歳（祝い金五万円）が三四人、最高齢者（祝い金五万円）一人で、合計六六五人となっている。

6 高齢者クラブ運営助成事業

高齢者の生きがいと社会参加を促進するため、高齢者クラブが行う地域福祉活動を助成している。高齢者クラブの会員数は、次の表のとおりである。

表 高齢者クラブ年度別会員数

区分 年度	クラブ数 (団体)	会 員 数 (人)	1クラブ 当たりの 会員数 (人)
平成14	170	7,786	45.8
15	162	7,472	46.1
16	158	7,253	45.9
17	155	6,937	44.6
18	178	7,759	43.6
19	191	8,128	42.6
20	185	7,791	42.1
21	181	7,623	42.1
22	173	7,183	41.5
23	169	6,901	40.8

(資料：延岡市高齢福祉課)

7 生きがいと健康づくり推進事業

高齢者の生きがいと健康づくりを進めるため、学習・スポーツ・創作活動を通じ、人と人とのふれあいを大切にする社会参加促進事業を行っている。

(1) ハートフル憲章事業

高齢社会を展望した、思いやりあふれる心やさしい「のべおか」のまちを築いていくために、新たな機運づくりを目指す「延岡市長寿社会ハートフル憲章」(市制施行六十周年、平成五年二月十一日制定)の精神により、市民への啓発と意識の高揚を図ることを目的とした事業である。

○ エイジレスライフの推進(三年度から実施)
高齢者が年齢にとらわれず、自らの責任と能力において、自由に生き生きとした生活を送っている人や団体の事例を広く紹介する。

○ ボナー寿賞(九年度から実施)
年齢を感じさせない生き生きとした活動をしている高齢者を表彰し、広くその事例を紹介する。

(2) 学習活動

○ シルバーゼミナール 市民福祉セミナー 高齢者福祉大学の支援

(3) 創作活動

- 料理教室 陶芸教室 体験学習 講師派遣事業
- (4) スポーツ活動等

- グラウンドゴルフ大会 ゲートボール大会 将棋大会

8 社会福祉事業基金運用益事業

社会福祉事業基金運用益事業は、民間福祉活動を促進し、快適な生活環境の形成を図るため、「延岡市社会福祉事業基金」の運用益を利用した補助制度で、平成二年（一九九〇）三月から実施している。

延岡市内に活動拠点を有する市民活動団体、ボランティアグループ、NPO法人等で、原則、他の機関・団体から資金的援助を受けていない団体を対象としている。

二十四年（二〇一二）三月末現在の基金残高は一一億九八二万円である。

補助の対象となる事業は、次のとおりである。

- ① 民間福祉活動を支援する事業
- ② 在宅福祉等の普及・向上に関する事業
- ③ 生さがい・健康づくりの推進に関する事業
- ④ ボランティア活動の活性化に関する事業
- ⑤ 福祉の推進に関する研究調査に関する事業
- ⑥ その他の事業で効果が極めて高いと見込まれる事業

社会福祉事業基金運用益事業による補助の実績は、下の表のとおりである。

表 社会福祉事業基金運用益事業補助実績

区分 年度	補助金額 (千円)	補助件数 (件)
平成14	5,292	22
15	2,952	12
16	1,791	9
17	1,838	7
18	1,602	8
19	2,097	13
20	5,593	18
21	1,968	7
22	3,120	13
23	3,973	11
合計	30,226	120

(資料：延岡市高齢福祉課)

五 施設福祉事業

1 養護老人ホーム入所措置事業

延岡市の養護老人ホームは、昭和四十九年（一九七四）に延岡市立養護老人ホーム「若葉荘」として開設した。平成八年（一九九六）四月から公設民営化による管理運営の委託を、十八年（二〇〇六）四月からは指定管理者としての指定を、いずれも社会福祉法人みのり会に行い運営してきた。二十四年（二〇一二）四月一日からは同法人に譲渡し、新たに「社会福祉法人 みのり会 養護老人ホーム『わかば荘』」として開設した。延岡市が措置している養護老人ホーム施設別入所者数は、下の表のとおりである。

六 権利擁護事業

1 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度は、判断能力が不十分な認知症高齢者等の福祉の向上を図るために、実効的運用を支援するもので、法定後見と任意後見からなる。法定後見は、本人の判断能力が不十分な場合や判断能力がない場合に、その人の状態に合わせて選任された補助人・保佐人・後見人が代理契約や財産管理等を行うもので、本人や親族が所

表 養護老人ホーム施設別措置状況

平成23年度	
施設名	人員(人)
わかば荘	94
生目幸明荘 (宮崎市)	6
八戸清流園 (日之影町)	2
照葉園 (門川町)	11
鈴峰園 (日向市)	4
清翠園 (美郷町)	1
ひまわり寮 (日向市)	1
合計	119

(資料：延岡市高齢福祉課)

在地の家庭裁判所に申立を行う。また、任意後見は判断力があるうちにあらかじめ代理人や職務内容を指定しておくもので、公証人役場で公正証書によって任意後見契約を結ぶ制度である。

既に判断力が十分でないと思われる身寄りのない高齢者や障がい者などについては、市町村長が親族に代わって申立など必要な手続きを行う。本市では平成十四年（二〇〇二）度から事業を実施しており、高齢者については年に一、二件程度、二十三年（二〇一一）度までの実績で、延べ八人について代理申立を行っている。

2 認知症高齢者見守り事業

認知症を理解し、認知症の人や家族を見守る認知症サポーター等を地域・職域において養成し、関係機関・組織・団体等と協力しながら認知症の人やその家族を支え、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進する事業で、平成二十一年（二〇〇九）度から実施している。

認知症サポーター養成講座、キャラバンメイト養成研修、キャラバンメイト・フォロー研修は、下の表1・表2・表3のとおりである。

七 総合相談事業

1 地域包括支援センター委託事業

地域包括支援センターは、介護保険法により設置が定められた機関で、地域の高齢者やその家族等の心身の健康の保持及び生活の安定のため必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支

表1 認知症サポーター養成講座（単位：カ所・人）

年度	区分	実施カ所	延べ参加者数	累 計
平成21		49	1,626	—
22		39	972	2,598
23		27	903	3,501

表2 キャラバンメイト養成研修（単位：回・人）

年度	区分	実施回数	参加者数	累 計
平成21		1	50	104
22		1	39	143

表3 キャラバンメイト・フォロー研修（単位：回・人）

年度	区分	実施回数	参加者数	累 計
平成23		1	43	43

（資料：延岡市高齢福祉課）

援することを目的として、平成十八年（二〇〇六）度から設置された。現在、市内に八つの本センター（中央・東海・土々呂・南方・恒富南・岡富・恒富東・恒富西）と三つのサブセンター（北方・北浦・北川）を設置している。その相談等の状況は、次の表のとおりである。

表 地域包括支援センター相談等の状況

(単位：人・件)

区	区分	介護機器	在宅相談	介護指導	保健サービス	在宅福祉サービス	その他	合計
平成18年度	実利用者数	250	112	2,793	3,598	1,483	5,004	13,240
	延件数	450	242	3,449	3,948	2,788	9,735	20,612

区	区分	介護保険	在宅福祉サービス	保健医療	施設入所	権利擁護	地域福祉	生活相談	その他	合計
平成19年度	実利用者数	7,400	1,932	1,032	142	289	46	326	529	11,696
	延件数	13,046	2,953	1,683	265	597	56	467	615	19,682
20	実利用者数	9,037	1,738	1,235	183	358	147	369	163	13,230
	延件数	15,548	2,736	2,005	318	732	162	566	235	22,302
21	実利用者数	9,471	1,713	1,196	240	309	113	417	196	13,655
	延件数	15,745	2,660	2,042	485	618	139	583	272	22,544
22	実利用者数	11,656	2,332	1,320	230	252	98	358	94	16,340
	延件数	18,850	3,331	2,127	425	497	118	465	110	25,923
23	実利用者数	12,446	2,359	1,464	327	275	135	788	110	17,904
	延件数	19,513	3,301	2,333	624	519	162	1,068	159	27,679

(注) 地域包括支援センターが実施する相談業務の内容等が平成19年度に変更された。

(資料：延岡市高齢福祉課)

第八節 障がい者の福祉

国においては、平成十四年（二〇〇二）に、「障害者対策に関する新長期計画」（五年策定）のノーマライゼーションとリハビリテーションの理念を継承した、新しい「障害者基本計画」及び「重点施策実施五カ年計画（新障害者プラン）」が策定された。この計画は、障がいの有無にかかわらず、国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会とすることを掲げ、そのための課題、分野別施策の基本的方向性等を規定した。

このような状況をふまえて、延岡市では、十七年（二〇〇五）三月に、十七年度から二十六年（二〇一四）度までの「延岡市障害者プラン」を策定し、障がい者の完全参加と平等の目標の実現に向けて、総合的、計画的な施策の推進を図っている。

一方、障がい者の住みやすい地域づくりを推進するために、地域福祉の課題の協議と関係機関の連携を図る延岡市障がい者自立支援協議会の設置や障がい者との交流・啓発を行うふれあい福祉まつりなどを開催している。また、各種啓発事業や講演、総合支所等への多目的トイレの設置、点字ブロックの敷設などバリアフリー化を進めている。

一 障がい者の状況

障がい者の福祉については、これまで障がい者を保護の対象としてとらえ、サービスの内容や利用する施設等

を行政が判断し決定する措置制度として、障がいの種別ごとに制度が組み立てられ実施されてきた。

しかし、平成十五年（二〇〇三）度に身体・知的障がい者のサービスについては、障がい者自らがサービスを選択して利用する仕組みとして、障害者支援費制度が施行されサービスの幅が拡大された。さらに十八年（二〇〇六）度には障害者自立支援法が施行され、これまでの身体・知的・精神障がいごとのサービスが一元化されるとともに事業体系が再編され、新たな時代に向けた障がい福祉施策に取り組むこととしている。

1 身体障がいの状況

身体障害者福祉法の適用を受けるためには、県知事から身体障害者手帳の交付を受けることが必要である。

身体障害者手帳の交付については、それぞれ障がいの種別により、身体障害者福祉法に定められた障がいの程度にそって等級が決められる。

身体障害者手帳の交付を受けている身体障がい者は、国税・地方税の諸控除のほか、自動車税（軽自動車税）の減免・公共交通機関の割引などがある。

身体障がい者の数は年々増加しており、高齢化の進展とともに高齢者の割合が増えている。また障がい種別では、生活習慣病等による内部障がい者が増加している。

身体障害者手帳の交付状況等は、次の表1・身体障害者手帳交付数の推移、表2・身体障がい者級別所持者数、表3・身体障がい児（者）手帳所持者数のとおりである。

第1章 社会福祉事業

表1 身体障害者手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
総数		5,135	5,209	5,494	5,696	6,546	6,934	7,176	7,124	7,156	7,291
肢体不自由		2,735	2,766	2,858	2,930	3,375	3,370	3,661	3,632	3,626	3,658
視覚障がい		457	446	450	448	498	497	498	488	483	474
聴覚障がい		541	530	564	554	619	644	643	621	623	647
言語障がい		55	55	65	70	80	87	85	84	83	83
内部障がい		1,347	1,412	1,557	1,694	1,974	2,336	2,289	2,299	2,341	2,429

(資料：延岡市障がい福祉課)

表2 身体障がい者級別所持者数

(単位：人)

区分		級別		1級	2級	3級	4級	5級	6級	総計
肢 体 不 自 由				783	740	572	976	428	157	3,656
視 覚				183	140	27	22	55	29	456
聴 覚 / 平 衡				51	121	82	107	5	278	644
音 声 / 言 語 / 咀 嚼 (そ しゃ く)				4	9	38	31	-	-	82
内 部 障 がい	心 臓			649	12	145	948	-	-	1,754
	じ ん 臓			430	11	33	2	-	-	476
	呼 吸 器			16	6	23	18	-	-	63
	膀 胱 ・ 直 腸			-	1	17	162	-	-	180
小腸 / 肝臓 / その他				9	5	3	-	-	-	17
計				2,125	1,045	940	2,266	488	464	7,328

平成24年3月31日現在

(資料：延岡市障がい福祉課)

表3 身体障がい児(者)手帳所持者数

(単位：人)

区分		年齢別		18歳未満	18歳以上	総計
肢 体 不 自 由				74	3,582	3,656
視 覚				3	453	456
聴 覚 / 平 衡				16	628	644
音 声 / 言 語 / 咀 嚼				2	80	82
内 部 障 がい	心 臓			17	1,737	1,754
	じ ん 臓			1	475	476
	呼 吸 器			2	61	63
	膀 胱 ・ 直 腸			3	177	180
小腸 / 肝臓 / その他				0	17	17
計				118	7,210	7,328

平成24年3月31日現在

(資料：延岡市障がい福祉課)

2 知的障がい者の状況

県知事から療育手帳の交付を受けている知的障がい者は、国税・地方税の諸控除のほか、自動車税（軽自動車税）の免除・公共交通機関の割引などがある。近年の動向は増加傾向にあり、特に十八歳未満の軽度知的障がいの交付数が増加している。療育手帳の交付状況は、下の表4のとおりである。

3 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている精神障がい者は、国税・地方税の諸控除のほか、平成二十一年（二〇〇九）三月からバス運賃の割引が開始された。近年、手帳交付申請者の数は制度の拡充に伴い増加傾向にあり、特に軽度の精神障がいが増加している。精神障害者保健福祉手帳の交付状況は、下の表5のとおりである。

二 障がい者の福祉サービス

障がい者（児）への福祉サービスは、障害福祉サービス、自立支援医療、補装具の給付及び在宅支援、並びに社会参加等の地域の実情に合わせ実施する地域生活支援事業とに分けられ、施設入所等から地域での生活への移

表4 療育手帳交付数の推移 (単位：人)

年度 区分	平成 14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
総数	785	830	890	935	986	1,066	1,084	1,095	1,142	1,166
A	364	388	414	439	452	508	503	503	516	519
B1	284	299	318	326	353	369	383	393	408	417
B2	137	143	158	170	181	189	198	199	218	230

(資料：延岡市障がい福祉課)

表5 精神障害者保健福祉手帳交付数の推移 (単位：人)

年度 区分	平成19	20	21	22	23
総数	355	352	397	428	462
1級	25	30	31	50	55
2級	244	230	272	286	298
3級	86	92	94	92	109

(資料：延岡市障がい福祉課)

行や障がいの重度・重複化など、障がいのある人のニーズの多様化等に対応したサービスを提供する。また、これらの取り組みを計画的に実施し、サービス提供基盤の整備や就労支援を進めていくため、平成十八年(二〇〇六)度に「第一期延岡市障がい福祉計画」を策定し、二十三年(二〇一一)度には「第三期延岡市障がい福祉計画」を策定した。

1 障害福祉サービス

(1) 居住生活の支援

昭和三十九年(一九六四)度から、在宅の重度身体障がい者等へ介護ヘルパーを派遣し、食事・排泄・入浴等の支援を行っている。平成十八年(二〇〇六)度からは、介護ヘルパーの利用対象を身体・知的・精神障がい者(児)としている。二十四年(二〇一二)三月現在の支給決定者数は、居宅介護は一一六人で、重度の障がい者へ長時間の介護等を行う重度訪問介護が五人である。

(2) 居住の支援

障がい者が、地域で暮らす生活の場としてグループホーム・ケアホーム、また地域での生活が困難な重度障がい者へ、施設入所支援のサービスを行う。本市では、昭和五十四年(一九七九)度に初めての身体障がい者の入所施設を開所し、その後、知的障がい者の入所施設を二カ所開所した。なお、平成十八年(二〇〇六)度からは、原則障がい種別による施設区分が廃止された。二十四年(二〇一二)三月現在の支給決定者数は、グループホーム・ケアホームは八八人で、施設入所支援が二二八人である。

(3) 日中活動の支援

昼間に施設等において創作的活動や入浴の介護、食事の提供等を行う。また一般就労の困難な障がい者へ就労

の機会の提供や一般就労に向けて訓練等を行う。十一年（一九九九）度に身体障がい者のデイサービス（生活介護）、十三年（二〇〇一）度に知的障がい者のデイサービスが開始されており、二十四年三月現在の支給決定者数は、生活介護は三五四人で、就労継続・就労移行支援は二三人である。

2 自立支援医療

(1) 更生医療

十八歳以上の身体障がい者に対して、その日常生活能力または、職業能力上の障がいを軽減したり機能を回復させたりするため、人工関節置換や血液透析等の必要な医療を県の身体障害者更生相談所の判定に基づき行う。更生医療給付状況は、下の表6のとおりである。

(2) 精神通院医療

精神障がいの通院医療を継続的に要する程度の病状にある者に対し、病状の改善やその状態の維持、再発を予防するため、県は通院医療費の一部を給付している。平成二十三年（二〇一一）度の支給決定者は一四二一人である。なお、本市は、その医療の給付に関する申請の受付事務や広報等を行っている。

3 補装具給付

身体障がい者の身体の一部の欠損または機能の障がいを補い、日常生活や機能訓練を容易にするため、県の身体障害者更生相談所の判定に基づき、義肢や車いす等の必要な用具の購入に係る経費の一部を給付している。補装具給付状況は、表7のとおりである。

表6 更生医療給付状況 (単位：件・円)

区分	年度	平成15	19	23
件数		7,744	9,464	9,741
公費負担額		87,026,240	190,086,433	283,045,667

(資料：延岡市障がい福祉課)

表7 補装具給付状況 (単位：件・円)

区分	年度	平成15	19	23
件数		1,488	242	327
公費負担額		35,411,805	22,671,057	29,029,146

(資料：延岡市障がい福祉課)

三 社会参加等の支援

1 在宅支援

(1) 相談支援

障がい者やその家族が、地域で自立した生活が送れるよう、日常生活上の相談支援や福祉サービスの利用援助、また、各種の情報提供等を行う。平成八年（一九九六）度に事業を委託開始し、現在は五事業所に委託し、関係機関と連携しながら各種相談支援等を行っている。

(2) 日常生活用具給付

重度の在宅障がい者に、日常生活の便宜を図るための用具を給付するもので、昭和四十四年（一九六九）度から実施している。日常生活用具給付状況は、次の表1のとおりである。

(3) 福祉機器リサイクル

補装具や日常生活用具給付等事業の対象とならない障がい者に、家庭で不用となった福祉機器を斡旋している。平成十二年（二〇〇〇）度から、延岡市社会福祉協議会に委託し実施している。

(4) 地域活動支援センター

障がい者やその家族等が設立した小規模作業所が、十八年（二〇〇六）度に障害者自立支援法に基づき地域活動支援センターⅢ型に移行した。障がい者が通所し、創作活動や軽作業、また地域との交流活動を行うことを目的として、芽ばかり作業所・もちの木福祉作業所・ふじの木福祉作業所・大瀬作業所の四つが活動を行っている。なお、大瀬作業所は就労継続支援B型へ二十四年（二〇一二）四月一日から移行した。

表1 重度心身障がい者日常生活用具給付状況 (単位：円・件)

区 分	基準単価	件 数	自 費	公 費
特殊寝台（者のみ）	154,000	6	15,400	904,600
特殊マット	19,600	0	0	0
特殊尿器	67,000	0	0	0
入浴担架	82,400	0	0	0
体位変換器	15,000	1	0	15,000
移動用リフト	159,000	0	0	0
訓練いす（児のみ）	33,100	0	0	0
訓練用ベット（児のみ）	159,200	0	0	0
入浴補助用具	90,000	4	1,300	132,160
便器	4,450	0	0	0
歩行補助つえ（一本杖）	3,090	4	0	9,270
移動・移乗支援用具	60,000	3	0	145,725
頭部保護帽	12,160	4	0	49,732
特殊便器	151,200	0	0	0
火災警報器	15,500	4	0	24,460
自動消火器	28,700	0	0	0
電磁調理器	41,000	1	0	16,500
歩行時間延長信号機用小型送信機	7,000	0	0	0
聴覚障がい者用屋内信号装置	87,400	3	0	161,400
透析液加湿器	51,500	6	15,300	287,700
ネプライザー（吸引器）	36,000	0	0	0
電気式たん吸引器	56,400	8	15,240	363,082
酸素ボンベ運搬車	17,000	0	0	0
盲人用体温計（音声式）	9,000	4	0	36,000
盲人用体重計	18,000	0	0	0
携帯用会話補助装置	98,800	0	0	0
情報・通信支援用具	100,000	0	0	0
点字ディスプレイ	383,500	0	0	0
点字器	10,712	0	0	0
点字タイプライター	63,100	2	2,500	47,500
視覚障がい者用ポータブルレコーダー	85,000	11	17,000	772,900
視覚障がい者用活字文書読上げ装置	99,800	0	0	0
視覚障がい者用拡大読書器	198,000	5	28,600	663,900
盲人用時計	13,300	1	0	10,500
聴覚障がい者用通信装置	71,000	4	0	106,950
聴覚障がい者用情報受信装置	88,900	1	0	75,000
人工喉頭	72,203	3	7,221	204,982
点字図書	-	10	8,430	199,030
ストーマ装具（便）	8,858	1,462	530,159	12,406,720
ストーマ装具（尿）	11,639	502	260,154	5,647,132
紙おむつ	12,000	122	0	1,419,529
取尿器	7,931	6	0	47,586
居宅生活動作補助用具	200,000	1	0	200,000
合計		2,178	901,304	23,947,358

平成23年度実績

(資料：延岡市障がい福祉課)

(5) 盲人ホーム

自営し、または雇用されることの困難なあん摩、はり、灸師免許を有する視覚障がい者の技術の向上等により自立更生を図るため、昭和三十七年（一九六二）度に設置した。現在、宮崎県内では一カ所で、(財)延岡愛盲協会に委託している。盲人ホーム等における施術等の状況は、下の表2・盲人ホーム施術状況、表3・施術料収入状況のとおりである。

(6) 難病患者居宅支援

障がい者の福祉サービスに該当していない難病患者（特定疾患認定者）に対し、日常生活用具の給付等を平成九年（一九九七）度から行っている。

(7) 特別障害者手当

日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障がい者に対し、特別障害者手当を、法に定める基準に基づき昭和六十一年（一九八六）度から支給している。平成二十四年（二〇一二）四月現在、受給者は一三四人である。

(8) 重度心身障がい者医療費助成

昭和五十年（一九七五）度から重度障がい者に対し、保健の向上等を図るため、保険診療内の医療費の自己負担について月額一〇〇〇円を超過した額を、十八歳未満の障がい児へは全額を助成している。平成二十三年（二〇一一）度の助成額は二億三五四万二八七五円、受給資格者は三二四〇人である。

表2 盲人ホーム施術状況

(単位：件)

年度	区分	マッサージ	鍼	灸	鍼按	鍼灸	物療	合計
平成14		1,927	0	0	202	0	0	2,129
19		905	0	0	93	0	0	998
23		275	0	0	24	0	0	299

(資料：延岡市障がい福祉課)

表3 施術料収入状況

(単位：円)

年度	区分	1科	2科	合計
平成14		4,817,500	606,000	5,423,500
19		2,262,500	279,000	2,541,500
23		687,500	72,000	759,500

(資料：延岡市障がい福祉課)

(9) 障がい者住宅改造助成

障がい者の住宅の浴室・便所・玄関等の段差解消等の改造費用の一部として九〇万円を限度に助成し、住宅環境の改善による障がい者の在宅支援を図る。二十三年度の助成の実績は五件、一六六万二〇〇〇円である。

(10) 成年後見制度利用事業

財産管理や身上監護についての契約や遺産分割などの法律行為を自ら行使することが、困難な障がい者の法律行為全般の援助のために、後見人や保佐人などを選任する制度の周知や利用を支援する。

(11) 心身障がい者ヘルストピア延岡利用料金助成

五年（一九九三）度より、障がい者の健康保持、社会参加促進のために、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の所持者に対して、ヘルストピア延岡の利用料金の割引を実施している。助成件数は、二十三年（二〇一一）度は一万一八三九件である。

2 情報・コミュニケーション支援

(1) 公文書等の点字化・音訳化

視覚障がい者への公文書や市広報等を点訳化・音訳化する事業である。延岡愛盲協会に事業を委託しており、平成二十三年（二〇一一）度の点訳実績は七件である。

(2) 点訳奉仕員養成

視覚障がい者への情報支援のため、各種図書や文書等を点訳する点訳奉仕員を養成する事業である。十二年（二〇〇〇）度から延岡愛盲協会に事業を委託している。二十三年度の修了者数は六人となっており、これまでの延べ修了者数は四九人である。

(3) 朗読奉仕員養成

視覚障がい者の情報支援のため、各種図書・文書等を朗読・音訳する朗読奉仕員を養成する事業である。十三年(二〇〇一)度から延岡愛盲協会に事業を委託している。二十三年度の修了者数は一人となっており、これまでの延べ修了者数は二二〇人である。

(4) 手話奉仕員派遣

主に会話に手話を用いる聴覚障がい者の日常生活上のコミュニケーション支援を行うため、手話奉仕員を派遣する事業である。十二年度から延岡市聴覚障害者協会に事業を委託し実施している。二十三年度の派遣件数は一三六件で、手話奉仕員の登録者数は一六人となっている。

(5) 要約筆記奉仕員派遣

聴覚障がい者等に対し、筆談等による日常生活上のコミュニケーション支援を行う要約筆記奉仕員を派遣する事業である。十八年(二〇〇六)度から延岡市聴覚障害者協会に事業を委託し実施している。二十三年度の派遣件数は一件で、要約筆記奉仕員の登録者数は一六人となっている。

(6) ビデオライブラリー

字幕や手話を挿入したビデオカセットテープの製作・貸出について、宮崎県が宮崎県聴覚障害者協会に委託し実施している事業である。本市では、十七年(二〇〇五)度に開所した聴覚障害者ふれあいサロン「みみ」で貸出を行っている。二十三年度の利用件数は九八件である。

(7) 点字図書館

昭和四十七年(一九七二)度に盲人ホームを併設して設置し、視覚障がい者に点字・音声図書の貸出、また作

成をしている。平成二十四年（二〇二二）四月現在の蔵書数は点字図書六九八八冊、声の図書七二五〇巻である。利用状況は下の表のとおりである。

3 移動支援

(1) 移動支援

外出時の移動が困難な障がい者及び学齢児以上の障がい児に対しガイドヘルパーによる移動支援を行う事業である。平成十八年（二〇〇六）度から実施しており、二十三年（二〇二一）度の利用実績は、延べ五七八人である。

(2) 重度障がい者移動支援

移送することが困難な在宅の重度身体障がい者に対して、リフト付乗用車を運行して移送サービスを行う事業である。十二年（二〇〇〇）度から延岡市社会福祉協議会に委託し実施している。二十三年度の利用延べ人数は、一五九人である。

(3) 障がい者福祉バス運行委託

リフト付バスの運行により、障がい者の各種研修やイベントの参加等の外出を支援し、障がい者の社会参加を図る事業である。昭和五十三年（一九七八）度を開始し、平成十七年（二〇〇五）度から民間運送会社へ委託し実施している。二十三年度の利用状況は一〇七回運行し、延べ利用者数は二〇〇人となっている。

表 点字図書館利用状況（平成23年度実績） （単位：人）

区 分		館内閲覧	館外貸出	計
点字図書	教養書	0	1,007	1,007
	娯楽書	0	19	19
	学術書	0	28	28
	その他	48	206	254
	計	48	1,260	1,308
声の図書	教養書	0	17,495	17,495
	娯楽書	0	75	75
	学術書	0	107	107
	その他	0	8,308	8,308
	計	0	25,985	25,985

（資料：延岡市障がい福祉課）

(4) 重度障がい者タクシー料金助成

重度身体障がい者が延岡市内のタクシーを利用したときに、その料金の一部を助成するためタクシーチケット（年間最大二枚）を交付する事業で、三年（一九九一）度から実施している。二十三年度は七十二人に交付した。

(5) 人工透析患者等通院交通費助成

人工透析患者及び難病患者（特定疾患認定者）の通院交通費の負担軽減を図るため、通院費の一部助成を三年度から行なっている。二十三年度は一五三件で、助成額は一四六万七〇〇〇円である。

(6) 自動車改造費・運転免許取得助成

身体障がい者に対し、障がいに応じた操向装置等の自動車の改造や運転免許の取得に要する費用の一部を、十七年度から助成し、自立と社会参加の促進を図っている。二十三年度の助成実績は、自動車改造が六件、運転免許取得が一件である。

(7) 盲導犬の貸与

宮崎県が実施している視覚障がい者の移動支援を図る盲導犬の貸与事業について、県の依頼を受け貸与希望者を募る業務を行っている。

4 啓発・広報活動の推進

障がいの有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の理念の普及に努め、本市の障害者プランの基本方針である「心のバリアフリー」を実現するために、障がい及び障がいのある人への理解促進のための啓発・広報活動を推進している。

(1) ふれあい事業

障がい者と市民のふれあいの場として、平成四年（一九九二）度に開始したふれあい福祉まつりをはじめ、各種行事を開催し、障がいや障がい者に対する理解を深めている。

(2) 「障がい者週間」記念事業

国際障害者年を記念して、国が定めた「障害者の日」及び「障害者週間」の趣旨を市民に広く周知し、障がい者への正しい理解とノーマライゼーションの理念と普及を目的に、六年（一九九四）度から実施している。

(3) 障がい者スポーツ大会

宮崎県の主催で障がい種別ごとに開催されていたが、十七年（二〇〇五）度から統合され、毎年五月に開催されている。延岡市からも多数の障がい者や関係者等が参加している。

第九節 民生委員・児童委員

一 民生委員・児童委員及び主任児童委員

1 定数の改正

平成十三年（二〇〇二）十二月の一斉改選時に定数が、民生委員・児童委員にあつては二一八人から二二五人に、主任児童委員にあつては一人から二人に増員となった。

また、十八年（二〇〇六）の北方町及び北浦町との合併、十九年（二〇〇七）の北川町との合併により定数が、民生委員・児童委員にあつては二八五人に、主任児童委員にあつては三四人にそれぞれ増員された。

二十二年（二〇一〇）の一斉改選では、南方東地区及び恒富東地区において一人ずつ民生委員・児童委員の増員を図り、民生委員・児童委員にあつては二八七人、主任児童委員にあつては三四人となり、定数の合計は三二一人となった。

民生委員・児童委員及び主任児童委員については、その職務の内容から地域住民の意思が反映されるように、七年（一九九五）の一斉改選時から、区の役員や公民館役員等の地元関係者との協議を経た上での候補者の推薦を原則としている。さらに、二十二年の一斉改選では、地域の実情に応じて民生委員・児童委員及び主任児童委員の年齢制限を緩和して委員の確保に努めた。

2 民生委員・児童委員協議会

民生委員・児童委員の組織は、延岡市内を一七地区に分けて、単位民生委員・児童委員協議会を結成している。地区は、南浦・東海東・東海西・岡富北・岡富南・南方西・南方東・川中・恒富西・恒富東・恒富中・恒富南・伊形・土々呂・北方・北浦・北川である。

民生委員・児童委員の活動状況等は、次の表1・民生委員・児童委員分野別相談・支援状況、表2・民生委員・児童委員の年齢別構成、表3・民生委員・児童委員の職業別内訳、表4・主任児童委員の年齢別構成、表5・主任児童委員の職業別内訳のとおりである。

表1 民生委員・児童委員分野別相談・支援状況 (単位：件)

年度	区分	高齢者に関すること	障がい者に関すること	子どもに関すること	その他	合計
平成14		8,860	1,424	3,152	3,587	17,023
15		8,660	1,281	3,031	3,843	16,815
16		7,334	1,293	2,999	3,740	15,366
17		7,278	1,252	3,036	3,595	15,161
18		7,492	1,110	4,007	3,709	16,318
19		7,505	1,252	4,002	3,815	16,574
20		7,619	1,140	3,634	3,467	15,860
21		6,660	1,218	3,772	3,344	14,994
22		6,817	1,079	4,037	3,229	15,162
23		8,221	1,058	4,832	3,538	17,649

(注) 主任児童委員の活動状況を含む。

(資料：延岡市高齢福祉課)

表3 民生委員・児童委員の職業別内訳 (単位：人・%)

職業	人数	比率
無職	161	59.0
農水産業	38	13.9
会社員	13	4.8
自営業	26	9.5
宗教家	3	1.1
社会福祉事業従事者	12	4.4
医療保険業	2	0.7
教育者	2	0.7
その他	16	5.9
合計	273	100.0

平成22年12月1日改選 (資料：延岡市高齢福祉課)

(注) 定数287人中欠員14人

表2 民生委員・児童委員の年齢別構成 (単位：人・%)

年齢別	性別		計
	男	女	
40歳代	3	1	4
50歳代	8	19	27
60歳代	108	69	177
70歳代	45	20	65
平均年齢	67.6歳	62.9歳	65.7歳
計	164	109	273
男女の割合	60.1	39.9	100.0

平成22年12月1日改選 (資料：延岡市高齢福祉課)

(注) 定数287人中欠員14人

表5 主任児童委員の職業別内訳 (単位：人・%)

職業	人数	比率
無職	18	52.9
農水産業	3	8.8
会社員	3	8.8
自営業	4	11.8
社会福祉事業従事者	4	11.8
公務員	2	5.9
合計	34	100.0

平成22年12月1日改選 (資料：延岡市子ども家庭課)

表4 主任児童委員の年齢別構成 (単位：人・%)

年齢別	性別		計
	男	女	
40歳代	0	2	2
50歳代	3	8	11
60歳代	1	17	18
70歳代	1	2	3
平均年齢	62.2歳	60.9歳	61.1歳
計	5	29	34
男女の割合	14.7	85.3	100.0

平成22年12月1日改選 (資料：延岡市子ども家庭課)

第十節 戦傷病者・戦没者遺族等の援護

一 遺族等援護施策

1 戦傷病者戦没者遺族等援護法

戦傷病者戦没者遺族等援護法（以下「援護法」という）は、軍人軍属等であった者の公務上の負傷、若しくは疾病、死亡に関して、国家補償の精神に基づき、軍人軍属等であった者、またはその遺族を援護することを目的として、昭和二十七年（一九五二）に制定されたものである。

(1) 恩給法との関係

援護法は、軍人軍属等であった者、またはその遺族を対象に支給される障害年金・障害一時金・遺族年金・遺族与金・弔慰金などを定めたものである。

軍人恩給は、二十一年（一九四六）に一旦廃止されたが、二十八年（一九五三）に復活した。これにより、援護法に基づき支給されていた軍人軍属等であった者、及びその遺族に対する年金等は、おおむね恩給法の増加恩給等に引き継がれた。

恩給法及び援護法の適用区分、年金恩給の種類と対象者は次の表1・表2のとおりである。

表1 恩給法及び援護法の適用区分

軍人	<ul style="list-style-type: none"> 軍人・従軍人 旧軍属 陸海軍文官等 従軍文官 	恩給法（公務扶助料） 別戸籍等 → 援護法（遺族年金・弔慰金）
軍属	<ul style="list-style-type: none"> 有給軍属 日赤救護員 従軍雇備人 船舶運営会船員 満鉄軍属 	援護法 { 戦地・事变地（遺族年金・弔慰金） { 準戦地・事变地（遺族給与金・弔慰金） 援護法（遺族年金・弔慰金）
準軍属	<ul style="list-style-type: none"> 被徴用者 学校報国隊員 女子挺身隊員 国民勤労報国隊員 戦闘参加者（国の要請） 国民義友隊員 満蒙开拓青年義友隊員 特別未帰還者 防空監視隊員 	援護法（遺族給与金・弔慰金）

（資料：宮崎県国保・援護課）

表2 年金恩給の種類と対象者（全国）

（単位：千人）

種類		対象者	受給者数	
本人に対する給付	普通恩給	最短期限以上在職して退職した者	88	
	傷病恩給	増加恩給	公務に起因する傷病により、重度の障害を有する者（在職年数に関係なく、必ず普通恩給が併給）	4
		傷病年金	公務に起因する傷病により、増加恩給の程度には達しないが、一定程度以上の障害を有する者	7
		特例傷病恩給	昭和16年12月8日以後、本邦等で職務に関連して受傷罹病し、障害を有する旧軍人等	0.3 (256人)
遺族に対する給付	普通扶助料	普通恩給受給者の遺族	507	
	公務関係扶助料	公務扶助料	公務傷病により死亡した者の遺族（戦没者の遺族がその代表例）	54
		増加非公務扶助料	公務以外の事由により死亡（平病死）した増加恩給受給者の遺族	18
		特例扶助料	昭和16年12月8日以後、本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人等の遺族	1
	傷病者遺族特別年金	平病死した傷病年金または特例傷病恩給受給者の遺族	19	
		合計	698.3	

（注1）受給者数は、平成24年度予算人員である

（資料：宮崎県国保・援護課）

2 福祉政策部

宮崎県における恩給の受給者数及び受給年額は、次の表とおりである。

表 宮崎県における恩給受給者数及び受給年額

(単位：人・千円)

恩給種別	区分		文 官		旧 軍 人		計	
	普 通	恩 給	人 員	年 額	人 員	年 額	人 員	年 額
本人に対する給付	普 通	増 加 恩 給	1	3,870	79	266,215	80	270,085
		傷 病 年 金	0	0	152	192,955	152	192,955
	特 例 傷 病 恩 給		-	-	7	10,569	7	10,569
	普 通		252	209,476	7,026	4,266,758	7,278	4,476,234
遺族に対する給付	公 務 関 係 扶 助 料	公 務 扶 助 料	16	31,473	1,049	2,069,493	1,065	2,100,966
		増 加 非 公 死 扶 助 料	7	11,015	380	598,628	387	609,642
	特 例 扶 助 料		-	-	44	69,234	44	69,234
	傷 病 者 遺 族 特 別 年 金		0	0	357	198,051	357	198,051
計			294	270,926	10,494	8,556,963	10,788	8,827,889

平成24年3月31日現在

(資料：宮崎県国保・援護課)

3 戦傷病者特別援護法

この法律は、軍人・軍属等であった者の公務上の傷病に関し、国家補償の精神に基づき、特に療養の給付等の援護を行うことを目的として特別に定められたものである。この法律に基づく「戦傷病者手帳」の交付を受けている延岡市の所持者は、平成二十三年（二〇一一）度末時点で二六人である。

一一 遺族・戦傷病者の取り組み等

1 全国戦没者追悼式

全国戦没者追悼式は、毎年八月十五日に東京で行われており、平成二十三年（二〇一一）第四十九回大会には、宮崎県から五八人、そのうち延岡市から一〇人が参列した。参列者の状況は下の表のとおりである。

2 ひむかいの塔追悼式

ひむかいの塔は沖縄県糸満市に建設され、昭和四十五年（一九七〇）に塔域拡張整備が行われた。この塔は、宮崎県出身の戦没者（沖縄戦域内外の各戦域での戦没者）三万一二三七柱の英霊がまつられている。

毎年、十一月十八日には追悼式が行われており、参列者の状況は下の表のとおりである。

表 全国戦没者追悼式・ひむかいの塔追悼式参列者数（単位：人）

区分	年度	平成 19	20	21	22	23
全国戦没者追悼式		8	6	8	5	10
ひむかいの塔追悼式		5	2	3	3	0

（資料：宮崎県国保・援護課）

3 護国神社慰霊大祭

毎年、四月十日に宮崎県護国神社で行われる慰霊大祭には、延岡市の遺族会からも七〇人前後の関係者が参列している。

4 延岡市戦没者合同慰霊祭

毎年四月五日に、延岡市戦没者合同慰霊祭を関係者の参列のもとに行っている。西南戦役から太平洋戦争までの合祀者は五一一四柱（平成二十四年四月五日現在）である。

5 延岡市遺族会

宮崎県遺族連合会に届出をしている延岡市遺族会の会員数は、平成二十四年（二〇一二）四月現在、八四〇人である。毎年総会を開催しており、二十四年五月十四日の総会には、約五〇人の会員が出席した。

6 延岡市傷痍軍人会

平成二十四年（二〇一二）四月現在、会員は一八人である。

7 遺族・戦傷病者相談員等

延岡市には、遺族や戦傷病者の福祉を図るため、厚生労働大臣から委託された戦没者遺族相談員一人、戦傷病者相談員二人が配置されている。

8 未帰還者・帰国者等

宮崎県の資料によると、平成二十四年（二〇一二）四月現在、未帰還者は宮崎県で三人、そのうち延岡市が一人である。また、延岡市関係の帰国者は、昭和五十九年（一九八四）に中国から一世帯五人が帰国している。

第十一節 民間の福祉事業

一 延岡市社会福祉協議会

1 目的

延岡市における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達、及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 年次別主要事業

- 平成 十四年 第二十四回延岡市社会福祉大会・ふれあいチャリティゴルフ大会開催、第二十三回ふくしバザー開催
十五年 第二十五回延岡市社会福祉大会・ふれあいチャリティゴルフ大会開催、第二十四回ふくしバザー開催
十六年 社会福祉協議会合併準備会設立、第二十六回延岡市社会福祉大会・ふれあいチャリティゴルフ大会開催、第二十五回ふくしバザー開催
十七年 北方町社会福祉協議会・北浦町社会福祉協議会との合併、第二十七回延岡市社会福祉大会・ふれあいチャリティゴルフ大会開催、第二十六回ふくしバザー開催
十八年 北川町社会福祉協議会との合併、延岡市災害ボランティアネットワーク発会式、恒富西地域包括支援センター事業開始、第二十八回延岡市社会福祉大会、第二十七回ふくしバザー開催
十九年 災害ボランティアリーダー養成講座実施、第二十九回延岡市社会福祉大会開催、第二十八回ふくしバザー開催

二十年

三川内地区社会福祉協議会・北川地区社会福祉協議会設立（二〇地区社協）、認知症キャラバン
メイト養成研修、認知症キャラバンサポーター養成研修、第三十回延岡市社会福祉大会開催、第
二十九回ふくしバザー開催、災害ボランティアリーダー養成講座実施

二十一年

北方地区社会福祉協議会・北浦海岸地区社会福祉協議会設立（二二地区社協）、延岡市地域福祉
活動計画策定、災害ボランティアリーダー養成講座実施、認知症キャラバンメイト養成研修、認
知症キャラバンサポーター養成研修、第三十一回延岡市社会福祉大会開催、第三十回ふくしバザー
開催

二十二年

富美山地区社会福祉協議会・東海東地区社会福祉協議会地域福祉活動計画策定
口蹄疫消毒ポイントボランティア実施、認知症キャラバンメイト養成研修、認知症キャラバンサ
ポーター養成研修、第三十二回延岡市社会福祉大会開催、第三十一回ふくしバザー開催
土々呂地区社会福祉協議会・上南方地区社会福祉協議会・中央地区社会福祉協議会地域福祉活動
計画策定

二十三年

宮崎県・市町村社会福祉協議会災害時相互応援協定調印式、災害ボランティアリーダー養成講座
実施、認知症キャラバンサポーター養成研修、第三十三回延岡市社会福祉大会開催、第三十二回
ふくしバザー開催

東海西地区社会福祉協議会・恒富南地区社会福祉協議会・北川地区社会福祉協議会地域福祉活動
計画策定

3 その他の活動

延岡市社会福祉協議会が行った共同募金や歳末たすけあい、資金貸付、相談などの状況は、次の表1・延岡市の共同募金実績、表2・延岡市の歳末たすけあい募金実績、表3・資金別貸付件数及び金額、表4・内容別相談件数のとおりである。

表1 延岡市の共同募金実績

(単位：円)

区分	目標額内訳	平成14年度	15	16	17	目標額内訳	18
一般目標額	25,676,000	25,676,000	25,676,000	25,676,000	25,676,000	25,875,000	25,875,000
戸別	12,500,000	8,471,887	7,916,757	7,574,104	7,468,623	15,275,000	8,209,810
中口	1,800,000	2,445,655	2,274,755	2,369,121	2,297,255	1,800,000	2,212,546
大口	3,900,000	3,221,000	2,570,200	2,570,000	2,341,078	4,000,000	2,303,618
街頭	1,600,000	1,139,908	1,433,452	1,461,423	1,087,681	1,600,000	1,264,893
学校	1,000,000	756,418	265,275	211,600	222,146	1,000,000	368,132
職域	1,500,000	234,446	232,466	309,715	254,206	1,500,000	412,956
高齢者クラブ	500,000	462,177	432,827	383,800	402,593	500,000	293,891
その他	2,876,000	1,727,980	1,968,432	1,338,981	156,528	200,000	7,223
募金実績合計	25,676,000	18,459,471	17,094,164	16,218,744	14,230,110	25,875,000	15,073,069

区分	目標額内訳	19	20	21	22	23
一般目標額	26,877,000	26,877,000	26,877,000	26,877,000	26,877,000	26,877,000
戸別	15,775,000	9,268,228	8,206,230	7,630,857	7,104,833	7,331,522
中口	2,000,000	1,908,236	2,005,567	1,884,504	1,704,992	1,420,689
大口	4,200,000	2,397,229	2,143,700	2,005,941	1,905,414	1,866,000
街頭	1,600,000	1,466,191	1,348,605	1,302,578	1,507,056	1,794,347
学校	1,000,000	137,779	488,490	374,589	481,693	440,668
職域	1,600,000	395,633	377,122	288,117	269,811	300,832
高齢者クラブ	500,000	387,358	307,954	320,736	298,300	310,927
その他	202,000	539,605	162,509	74,450	553,354	331,343
募金実績合計	26,877,000	16,500,259	15,040,177	13,881,772	13,826,454	13,796,338

(注) 合併したことにより平成18年度(北方・北浦町との合併)、19年度(北川町との合併)から目標額が変更。

(資料：延岡市社会福祉協議会)

表2 延岡市の歳末たすけあい募金実績

(単位：円)

区分	目標額	平成14年度	15	16	17	目標額	18
戸別		2,776,176	2,799,930	2,970,100	2,816,385		2,637,520
中口		-	-	18,998	5,509		112,421
街頭		544,819	570,111	723,705	773,388		854,353
学校	3,800,000	283,492	235,250	51,991	142,096	3,960,000	23,973
職域		-	-	13,966	29,476		118,897
高齢者クラブ		-	-	3,458	-		217,604
その他		197,403	196,189	18,000	33,500		-
合計	3,800,000	3,801,890	3,801,480	3,800,218	3,800,354	3,960,000	3,964,768

区分	目標額	19	20	21	22	23
戸別		2,181,050	3,073,080	3,273,421	3,406,480	3,150,720
中口		0	51,543	0	1,700	0
街頭		883,877	610,952	546,488	485,187	707,683
学校	3,970,000	519,233	119,960	26,626	110,892	132,637
職域		16,069	100,077	98,610	0	20,067
高齢者クラブ		0	5,000	5,000	13,716	0
サント募金		0	62,628	65,557	59,805	67,307
その他		373,005	11,077	19,932	34,310	38,139
合計	3,970,000	3,973,234	4,034,317	4,035,634	4,112,090	4,116,553

(注) 合併したことから平成18年度(北方町・北浦町との合併)、
19年度(北川町との合併)から目標額が変更。

(資料：延岡市社会福祉協議会)

表3 資金別貸付件数及び金額

(単位：円・件)

区分	年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
市民たすけあい	金額	2,332,000	3,176,500	1,938,000	2,075,000	1,921,000	1,694,000	2,500,500	3,288,000	3,473,000	3,011,000
資金	件数	149	195	153	153	120	103	142	180	133	168
生活福祉資金	金額	24,493,070	12,239,862	21,023,473	12,311,175	3,620,000	3,720,000	6,250,000	33,985,400	23,173,600	12,879,900
	件数	24	12	15	9	1	2	6	40	37	20

(資料：延岡市社会福祉協議会)

表4 内容別相談件数

(単位：件)

区分	年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
生年計	計	158	96	74	84	97	71	74	37	23	23
職業・生業	金	0	4	3	2	4	7	2	0	5	15
住家	住宅	23	5	7	3	6	6	6	3	9	12
結婚	結婚	20	21	20	24	19	19	23	19	27	16
離婚	離婚	2	2	0	0	1	6	17	25	20	11
健康・衛生	婚	67	59	62	39	43	74	71	7	3	11
医療	婚	0	0	0	0	3	3	4	0	0	38
精神・保健	療	3	7	4	3	0	4	6	1	7	4
人権・法律	療	2	3	3	2	4	0	2	5	3	3
財	健康	57	48	55	39	50	15	24	48	56	100
事	法律	97	49	90	116	100	103	108	144	152	127
児童	産	10	8	17	6	13	22	21	20	31	19
父母	故	1	0	0	0	0	2	1	0	2	2
心身障害者	社健	1	0	0	2	0	1	0	0	0	1
母子	保	1	0	0	0	0	1	0	0	0	1
障	社	1	2	3	3	0	1	3	0	3	7
母子	者	0	2	1	2	1	0	1	0	1	1
老人	社	5	5	4	10	2	3	11	3	26	12
老	社	32	43	43	35	41	14	8	8	6	5
苦	情	42	27	39	51	39	15	13	30	22	7
計	他	521	406	452	446	455	381	401	429	491	416

(注) 無料法律相談を含む。

(資料：延岡市社会福祉協議会)

二 財団法人延岡市高齢者福祉協会

1 目的

民間の持つ能力を結集して地域住民と連携し、自立と相互扶助を基調としながら、広く延岡市在住の高齢者等に対し、そのニーズに応じた在宅福祉サービスを提供し、もって市民福祉及び地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 主な活動の状況

昭和六十三年 財団法人延岡市高齢者福祉協会の設立

平成 元年 笑む笑むサービス事業開始

五年 財団法人認可、訪問理美容サービス事業及び延岡市高齢者福祉講座事業を受託

六年 高齢者生活支援配食サービス事業開始

十年 在宅介護支援事業受託・デイサービス事業受託

十八年 岡富地域包括支援センター事業所及び笑む笑む会岡富居宅介護支援事業所の開設、

笑む笑む会ホームヘルプサービス、岡富デイサービスを含む四部門の支援体制確立

十九年 岡富デイサービスセンター敷地内に別棟を増築し、岡富地域包括支援センター事業所を移転

二十一年 高齢者福祉協会設立二十周年、財団法人化十五周年セレモニー開催

二十二年 行政を含めて事業運営についての経営会議を定例化

次長制度の導入で運営体制を強化

二十四年 延岡市高齢者福祉協会のホームページの開設

【笑む笑むサービス事業】（協会の独自事業）

高齢者が自宅で安心して暮らせるように市民みんなで参加協力して、家事や身の回りの世話などを行う助け合い事業である。

・利用会員 おおむね六十五歳以上の在宅高齢者で本協会に登録した者

・協力会員（サービス提供者） 延岡市高齢者福祉協会が行う一定の研修を終了し登録した者

・会費 利用会員・協力会員ともに年額一二〇〇円

・利用料 家事援助 三〇〇円／二〇分

身体介護 三〇〇円／一五分

・サービス内容

○家事援助 食事の支度、台所片付け、部屋の掃除、洗濯、買物、病院等との連絡、話相手、読み書き手

伝い、その他必要と認める家事援助

○身体介護 通院時の世話、外出時の介助・入浴手伝い、食事介助、身の回り世話（オムツ・寝巻きの交

換、排泄介助）、その他必要と認める身体介護

・サービス提供の日時 平日八時三十分～十七時（土・日・祝日除く）、十二月二十九日～一月三日は休日

・事務局 延岡市北老人福祉センター内（延岡市山下町）

笑む笑むサービスの事業実績は、次の表のとおりである。

第1章 社会福祉事業

表 笑む笑むサービスの実績

区分 年度	派遣型	延世帯数 (世帯)	派遣回数 (回)	協力時間数 (時間)
平成21	家事援助	261	1,162	1,420時間40分
	身体介護	80	541	653時間15分
	軽度生活支援	438	1,540	1,776時間
22	家事援助	266	1,134	1,400時間
	身体介護	96	212	230時間
	軽度生活支援	416	1,558	1,851時間
23	家事援助	316	1,311	1,443時間40分
	身体介護	110	465	432時間15分
	軽度生活支援	348	1,345	1,575時間30分

(注) 軽度生活支援は、平成12年度から延岡市の委託を受け実施している公的家事支援事業

会員数	協力会員	利用会員
		83人

平成24年3月末日現在

(資料：延岡市高齢者福祉協会)

三 赤十字業務

日本赤十字社は、赤十字七原則（人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性）に基づき、世界一八七カ国（平成二十四年一月末日現在）の赤十字社と協力し合い、世界平和と人類愛に貢献している。

日本赤十字社延岡市地区の地区長は、歴代の市長が務めており、副市長と健康福祉部長が副地区長として地区長を補佐している。地区活動としては、火災や水害などでの罹災者へいち早く災害救援物資（毛布・タオルケット・緊急セット・ブルーシートなど）を届けている。具体的には十八年（二〇〇六）度の台風十三号による竜巻災害時にブルーシートをはじめとした救援物資を届けている。

また、東日本大震災に際しては、日赤奉仕団による街頭募金活動をはじめ被災者への義援金の募集・受付活動に積極的に取り組み、日本赤十字社延岡市地区が取り扱った義援金額は二十四年（二〇一二）三月末現在、一億三三八万八九三三円となっている。

次に、医療の分野では、人命に不可欠な血液確保の献血活動において、日赤奉仕団が多なる貢献をしている。また、救急安全赤十字奉仕団は、交通事故や災害による被災、または、不慮の事故などの災害に備えた応急法の講習会を実施している。

日本赤十字社の諸活動には活動資金が必要となるが、宮崎県支部から定められた目標の社資募集活動には、地区からの社資を集める区長会、日赤奉仕団、あるいは社資の拠出に協力している法人・個人及び功績のあった個人・法人で組織されている日赤有功会、日赤協力会のバックアップがある。また、非常災害時には日赤救援活動

第1章 社会福祉事業

表1 災害救護物資交付状況

区分	年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
罹災世帯数(世帯)		28	10	333	157	692	193	38	19	47	20
毛布(枚)		29	11	334	160	34	211	57	14	56	20
日用品セット(組)		12	5	122	62	11	72	22	8	29	9
タオルケット(枚)		-	2	112	25	7	64	9	2	14	10
タオル(枚)		-	-	94	-	-	-	38	7	-	-
ブルーシート(枚)		8	5	135	15	1,242	98	14	4	9	8

(資料：延岡市こども家庭課)

表2 献血の達成状況

(単位：人・%)

区分	年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
目 標		4,196	3,927	3,863	3,424	3,375	3,126	3,085	3,064	3,070	3,160
実 績		3,928	3,238	3,355	3,507	3,463	2,889	2,997	3,060	3,321	3,222
達成率		93.6	82.5	86.8	102.4	102.6	92.4	97.1	99.9	108.2	102.0

(資料：延岡市こども家庭課)

を通信面から支援するアマチュア無線奉仕団がある。
災害救護物資交付状況、献血の達成状況及び赤十字社資
募集状況については、次の表1・表2・表3のとおりである。

表3 赤十字社資募集状況

(単位：円)

区分	目標額	内 訳					計	達成率 (%)
		戸別社資	一般社資	法人社資	香典返し	寄付金 その他		
平成14	17,906,000	6,313,025	3,931,728	1,180,285	829,227	155,503	12,409,768	69.3
15	17,906,000	6,172,260	2,533,477	1,057,000	1,135,000	226,681	11,124,418	62.1
16	17,906,000	5,907,260	1,975,711	972,997	645,000	52,103	9,553,071	53.4
17	17,906,000	5,701,965	3,629,339	622,000	820,000	147,211	10,920,515	61.0
18	19,173,000	6,978,271	2,766,949	735,000	660,000	184,211	11,324,431	59.1
19	19,779,000	7,555,312	4,040,352	799,000	370,000	286,594	13,051,258	66.0
20	19,779,000	7,268,200	3,940,384	839,922	495,000	145,825	12,689,331	64.2
21	19,779,000	7,080,440	3,873,076	669,500	440,000	95,764	12,158,780	61.5
22	19,779,000	6,785,930	3,407,652	664,290	370,000	410,500	11,638,372	58.8
23	19,779,000	6,570,950	2,496,196	995,258	540,000	1,816,606	12,419,010	62.8

(資料：延岡市こども家庭課)

第二章 国民健康保険

第一節 国民健康保険制度

国民健康保険制度は、職域を対象とする健康保険等（被用者保険）が適用されない自営業者や農業者、定年退職者等を対象として、疾病・負傷・出産・死亡に関して必要な給付を行う制度である。

昭和十三年（一九三八）に国民健康保険法が制定されたが、これは、当時、健康状態が劣悪であった農山漁村の住民に対する医療の普及を図ることが大きな目的であった。その後、戦後の混乱期を経て、三十三年（一九五八）に同法の全面改正が行われ、全国の市町村に三十六年（一九六一）までに実施義務を課したことにより、国民皆保険（国民全員がいずれかの健康保険に加入する制度）が実現した。

その後、経済の高度成長を背景に社会保障制度の拡充が進められる中、四十三年（一九六八）には、全被保険者七割給付の実現や五十年（一九七五）からは、高額療養費制度が実施されるなど、着実に給付内容の充実が図られていった。

しかし、五十年代以降、国民健康保険制度は転機を迎え、高齢化の進展や老人の医療費無料化等による医療費の急増や不況の長期化等に伴う低所得者層の増加などの問題に直面し、財政の安定化の取り組みなど様々な対策が講じられながら現在に至っている。（このうち老人の医療については、第二節「後期高齢者医療制度」で後述する。）

平成に入り、市町村国保は、バブル崩壊後のリストラによる被保険者の増加と高齢者の増加により、医療費が多くなり、所得が少ない者の国保への集中という構造的な問題が益々拡大した。

そのため、低所得者の保険料を軽減する保険基盤安定制度の拡充に加え、平成十五年（二〇〇三）には、低所得者の数に応じて保険料の一部を公費で負担する保険者支援制度が創設された。

また、高額医療費共同事業（財政力の弱い小規模保険者に対し、高額な医療費の発生の影響を緩和する事業）の拡充が行われ、十八年（二〇〇六）には、市町村国保間の保険料の平準化を図るため、保険財政共同安定化事業が創設されるなど、国民健康保険事業の都道府県単位での広域的な財政調整の仕組みが推進されてきた。

一方、医療費の自己負担割合は、十八年に現役並み所得の七十歳以上の者の負担が二割から三割へ引き上げられ、二十年（二〇〇八）には、三歳未満の二割負担の軽減策が義務教育の就学前までに拡大された。

また、高齢化に伴う急激な医療費の増加に対応し医療費の適正化を図るため、重複・多受診者への訪問指導など保健事業の強化が重要課題となっていたが、二十年四月から、各医療保険者は四十歳以上の加入者に対する特定健康診査・特定保健指導の実施が義務化された。

この健康診査は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）の対象者・予備群を選定し、保健指導を行うことで生活習慣病の予防を徹底するもので、国をあげての国民の健康づくりや医療費適正化を推進するための医療構造改革の一環として位置づけられている。

国民健康保険の状況等は、次の表1・国民健康保険加入者状況、表2・保険給付等の状況、表3・国民健康保険税率の推移、表4・国民健康保険税収納状況、表5・特定健康診査等の状況のとおりである。

表1 国民健康保険加入者状況

(単位：人・世帯・%)

年度	区分	延岡市		国保被保険者		加入率	
		人口	世帯数	被保険者	世帯数	人口	世帯
平成14		123,513	47,423	49,557	25,839	40.1	54.5
15		122,745	47,754	50,432	26,493	41.1	55.5
16		122,077	48,178	51,156	27,215	41.9	56.5
17		121,303	48,266	50,877	27,401	41.9	56.8
18		129,552	50,602	55,281	29,772	42.7	58.8
19		132,617	52,344	56,574	30,829	42.7	58.9
20		131,489	52,597	55,887	30,836	42.5	58.6
21		130,712	52,979	40,694	23,031	31.1	43.5
22		129,914	53,406	39,944	22,862	30.7	42.8
23		130,434	52,373	39,531	22,747	30.3	43.4

(注) 平成20年度から後期高齢者医療制度開始

(資料：延岡市国民健康保険課)

表2 保険給付等の状況

年度	区分	療養諸費 (千円)			一人当たり医療費 (円)		
		一般	退職	合計	一般	退職	合計
平成14		5,374,938	2,578,536	7,953,474	202,461	307,371	227,652
15		5,605,894	2,971,203	8,577,097	207,127	325,718	237,021
16		5,819,334	3,393,924	9,213,258	217,310	335,866	249,790
17		6,936,794	3,940,132	10,876,926	233,853	357,641	267,378
18		7,237,492	4,364,268	11,601,760	238,704	370,607	275,602
19		7,470,662	4,826,034	12,296,696	251,410	395,706	293,400
20		10,770,655	1,292,916	12,063,571	285,557	389,315	293,954
21		11,356,109	989,476	12,345,585	299,800	344,165	302,929
22		11,507,492	1,108,675	12,616,167	312,118	351,625	315,231
23		11,366,533	1,274,461	12,640,994	314,575	368,874	319,314

(注) 国民健康保険事業状況による。(老人医療分は除く)

(資料：延岡市国民健康保険課)

第2章 国民健康保険

表3 国民健康保険税率の推移

(単位：％・円)

年度	区分	課税区分	所得割	資産割	均等割	世帯割	賦課限度額
平成14		医療保険分	6.92	17.1	22,400	23,000	530,000
		介護保険分	0.85	-	7,700	-	70,000
15		医療保険分	7.20	17.1	21,500	22,000	530,000
		介護保険分	1.40	-	8,000	-	80,000
16		医療保険分	7.70	17.1	21,500	22,000	530,000
		介護保険分	1.70	-	10,000	-	80,000
17		医療保険分	7.70	17.1	21,500	22,000	530,000
		介護保険分	2.20	-	11,000	-	80,000
18		医療保険分	8.70	18.5	22,000	23,000	530,000
		介護保険分	2.20	-	11,000	-	90,000
19		医療保険分	8.70	18.5	22,000	23,000	560,000
		介護保険分	2.20	-	11,000	-	90,000
20		医療保険分	6.20	11.0	15,000	16,000	470,000
		後期高齢者支援分	2.50	7.5	7,000	7,000	120,000
		介護保険分	2.20	-	11,000	-	90,000
21		医療保険分	6.20	11.0	15,000	16,000	470,000
		後期高齢者支援分	2.50	7.5	7,000	7,000	120,000
		介護保険分	2.20	-	11,000	-	100,000
22		医療保険分	7.50	15.5	20,000	20,000	500,000
		後期高齢者支援分	1.80	3.0	4,000	5,000	130,000
		介護保険分	2.20	-	11,000	-	100,000
23		医療保険分	7.75	15.5	21,000	21,000	510,000
		後期高齢者支援分	2.10	3.0	5,000	6,000	140,000
		介護保険分	2.80	-	12,000	-	120,000

(資料：延岡市国民健康保険課)

表4 国民健康保険税収納状況

(単位：千円・％)

年度	区分	調定額	収入額	収納率
平成14		3,196,911	3,012,544	94.2
15		3,203,572	3,028,821	94.5
16		3,293,596	3,107,267	94.3
17		3,510,725	3,318,724	94.5
18		3,851,503	3,636,224	94.4
19		3,918,772	3,691,997	94.2
20		3,017,130	2,802,838	92.9
21		2,975,495	2,741,234	92.1
22		2,923,916	2,715,234	92.9
23		3,100,265	2,861,764	92.3

(注) 調定額は現年分

(資料：延岡市国民健康保険課)

表5 特定健康診査等の状況

(単位：％)

年度	区分	平成20	21	22	23
	特定健康診査	22.5	25.8	26.3	29.9
	特定保健指導	30.3	28.6	34.3	33.7

(資料：延岡市国民健康保険課)

第二節 後期高齢者医療制度

老人医療の無料化制度は、昭和三十年代半ばに岩手県の沢内村などで始められたが、四十年代になると全国各地の自治体で導入されるようになり、四十八年（一九七三）には老人福祉法による福祉の措置の一環として、老人医療費支給制度（老人医療費の無料化）が実施された。老人医療費支給制度は、老人が費用の心配をせず受診できるようにすることが目的であったが、これにより老人の受診行動は大きく変化し、「病院のサロン化」「はしご受診」ともいわれる状況も出現し、老人の健康と医療に関する対策の見直しが必要とされた。

このため、七十歳以上の者等を対象として、医療費の有料化を盛り込んだ老人保健制度が五十八年（一九八三）二月から実施された。しかし、急激な高齢化の進展に伴い老人医療費の増加を抑制することが困難となり、老人医療費の費用負担の明確化を図る面からも、全面的な制度見直しを求める声が高まってきた。そのために、平成二十年（二〇〇八）から、各都道府県内の市町村がそれぞれ共同で設置した後期高齢者医療広域連合を保険者とし、原則として七十五歳以上の高齢者を対象とする後期高齢者医療制度が導入された。

制度導入当初は、「後期高齢者」という名称や、年金からの保険料の天引き制度、被扶養者への新たな保険料の賦課などに対する批判が国会や報道等で過熱し、事務を所管する市区町村には住民からの大量の電話による問い合わせや住民が押し寄せるなど、大混乱となった。

このような状況の中、二十一年（二〇〇九）に後期高齢者医療制度の廃止を掲げた民主党政権が発足し、高齢者医療制度改革会議において新たな制度の検討を行い、法案化を目指した。しかし、その後、社会保障と税の一体改革との関連や都道府県等関係者との調整が難航したため、今後、社会保障制度改革国民会議で議論し、結論

第2章 国民健康保険

表1 後期高齢者医療制度対象者状況 (単位：人・%)

年度\区分	人口	対象者	加入率
平成20	131,489	17,495	13.3
21	130,712	18,068	13.8
22	129,914	18,626	14.3
23	130,434	19,158	14.7

各年度4月1日現在

(資料：延岡市国民健康保険課)

表2 後期高齢者医療保険料率の推移 (単位：%・円)

年度\区分	所得割	均等割	賦課限度額
平成20	7.95	42,800	50万円
21	7.95	42,800	50万円
22	7.55	42,500	50万円
23	7.55	42,500	50万円

(資料：延岡市国民健康保険課)

表3 後期高齢者医療保険料収納状況 (単位：千円・%)

年度\区分	調定額	収入額	収納率
平成20	908,844	900,060	99.0
21	916,414	907,866	99.1
22	902,613	895,834	99.2
23	912,245	905,277	99.2

(資料：延岡市国民健康保険課)

表4 後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の状況

年度\区分	確定負担金 (千円)	伸び率 (%)	一人当たりの 療養給付費 負担額(円)	伸び率 (%)
平成20	970,967	-	55,500	-
21	1,104,742	13.8	61,144	10.2
22	1,182,438	7.0	63,483	3.8
23	1,226,958	3.8	64,044	0.9

(資料：延岡市国民健康保険課)

を得る方向である。
後期高齢者医療制度の状況は、次の表1・後期高齢者医療制度対象者状況、表2・後期高齢者医療保険料率の推移、表3・後期高齢者医療保険料収納状況、表4・後期高齢者医療広域連合療養給付費負担金の状況のとおりとなっている。

第三章 国民年金

第一節 国民年金制度

国民年金制度は、老齢・障害または死亡による所得の喪失・減少によって国民の生活の安定がそなわれることを、国民の共同連帯により防止することを目的に設けられ、昭和三十四年（一九五九）に、国民年金法が制定された。以来、順次改善・充実が図られている。

六十年（一九八五）の法律改正では、国民すべてに基礎年金を支給するという制度に生まれ変わり、公的年金制度全体にわたり大改革が行われた。

平成十二年（二〇〇〇）の法律改正では、学生納付特例制度が導入され、また、同年に施行された「地方分権一括法」により、国民年金事務は国の直接執行事務とされた。これにより、十四年（二〇〇二）四月から、制度発足以来市町村において実施されてきた印紙検認が廃止され、保険料の収納事務が国において実施されることとなった。

十六年（二〇〇四）の法律改正では、急速に進展する少子高齢化を背景として、社会経済と調和した持続可能な制度を構築するために、保険料水準の固定化、マクロ経済スライドによる給付調整が導入されるとともに、基礎年金の国庫負担割合を段階的に二分の一まで引き上げることが決められた。

十九年（二〇〇七）には年金記録問題が大きな社会問題となり、二十二年（二〇一〇）一月にはそれまでの社会保険庁が廃止され、適正な年金業務の運営と信頼の回復という責務を負って日本年金機構が発足した。

国民年金給付額等については、次の表1・国民年金の受給状況、表2・国民年金保険料の収納状況、表3・年金給付額の推移、表4・老齢福祉年金給付額の推移、表5・福祉年金の受給状況のとおりである。

第3章 国民年金

表1 国民年金の受給状況

区分	年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
老 年 金	件数 (件)	5,542	5,229	4,840	5,332	5,329	4,955	4,628	4,296	3,962	3,484
	受給額 (千円)	2,087,779	1,946,619	1,797,491	2,053,253	2,072,372	1,924,551	1,784,687	1,650,299	1,522,599	1,331,510
老 齡 基 礎 年 金	件数 (件)	15,774	17,061	18,139	21,323	23,725	24,896	26,246	27,401	28,149	29,165
	受給額 (千円)	10,268,909	11,002,056	11,657,211	13,780,468	15,393,138	16,159,737	17,032,491	17,785,118	18,254,387	18,840,944
障 害 年 金	件数 (件)	166	157	152	182	187	174	167	158	148	140
	受給額 (千円)	148,238	138,881	133,872	159,692	162,775	151,091	144,556	136,833	128,318	121,094
障 害 基 礎 年 金	件数 (件)	1,947	2,000	2,078	2,407	2,541	2,597	2,652	2,643	2,773	2,818
	受給額 (千円)	1,749,447	1,774,955	1,838,752	2,134,973	2,250,485	2,300,365	2,352,426	2,344,733	2,457,037	2,496,819
母 子 ・ 準 母 子	件数 (件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	受給額 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
遺 族 基 礎 年 金	件数 (件)	469	457	437	456	455	423	417	352	391	364
	受給額 (千円)	358,541	351,820	337,681	352,559	348,295	319,854	319,033	273,122	304,167	282,296
寡 婦 年 金	件数 (件)	46	47	51	62	64	61	59	54	55	50
	受給額 (千円)	21,049	20,909	22,464	27,358	28,573	26,662	25,255	23,393	23,816	21,203
遺 児 年 金	件数 (件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	受給額 (千円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(資料：延岡市市民課)

表2 国民年金保険料の収納状況

(単位：円・%)

年度	区分	収納対象月数 (月)	収納実施月数 (月)	保険料収納額	収納率
平成14		172,865	89,728	1,191,379,370	51.9
15		161,274	86,566	1,148,866,690	53.7
16		154,749	84,296	1,116,540,400	54.5
17		150,633	94,248	1,135,975,140	62.6
18		157,245	98,446	1,219,706,470	62.6
19		150,626	92,955	1,270,331,090	61.7
20		144,228	85,829	1,189,592,950	59.5
21		144,647	79,561	1,119,552,750	55.0
22		138,116	73,334	1,065,376,570	53.1
23		131,554	68,280	969,978,920	51.9

(資料：延岡市市民課)

表3 年金給付額の推移

(単位：円)

年度	区分	老齢基礎年金	障害基礎年金		遺族基礎年金 (子1人)
			1級	2級	
平成14		804,200	1,005,300	804,200	1,035,600
15		797,000	996,300	797,000	1,026,300
16		794,500	993,100	794,500	1,023,100
17		794,500	993,100	794,500	1,023,100
18		792,100	990,100	792,100	1,020,000
19		792,100	990,100	792,100	1,020,000
20		792,100	990,100	792,100	1,020,000
21		792,100	990,100	792,100	1,020,000
22		792,100	990,100	792,100	1,020,000
23		788,900	986,100	788,900	1,015,900

(資料：延岡市市民課)

表4 老齢福祉年金給付額の推移

(単位：円)

年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
給付額	412,000	408,300	407,100	407,100	405,800	405,800	405,800	405,800	405,800	404,200

(資料：延岡市市民課)

表5 福祉年金の受給状況

(単位：件・円)

区分	年度	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
		老齢福祉年金	件数	134	108	89	73	45	36	26	21
	受給額	55,208	44,096	36,232	29,718	18,261	14,608	10,550	6,898	3,652	1,616

(資料：延岡市市民課)

第四章 労働

第一節 労働組合

厚生労働省の「労働組合基礎調査」において、推定組織率の推移をみると、高度経済成長期の昭和三十五年（一九六〇）から四十五年（一九七〇）にかけて、製造業をはじめ産業全体でも組織率は三五パーセント程度で安定していた。しかし、五十年代以降、低下傾向に転じ、その後、建設業は緩やかに上昇が認められたものの、総体的には継続的に低下し、平成十五年（二〇〇三）以降、二〇パーセント台を割り込んでいる状況である。

宮崎県の二十三年（二〇一一）「労働組合基礎調査」の調査結果をみると、県全体では、労働組合数、労働組合員数ともに減少の一途をたどっており、延岡管内（延岡市、日向市、東臼杵郡、西臼杵郡）も同様に、十八年（二〇〇六）から労働組合数、労働組合員数ともに毎年減少している状況である。県全体の推定組織率をみても、十三年（二〇〇一）は一七・一パーセントで、二十三年は一三・一パーセントとなっており、低下傾向を示している。組織率低下の主な要因としては、産業構造や就業形態の変化、長引く不況による人員削減など正規労働者の減少、さらには、パートタイム労働者や契約労働者などの非正規労働者の組織化が進まなかったことなどが指摘されている。

管内の労働組合の状況は、次の表1・産業別労働組合数及び労働組合員数、表2・適用法別労働組合数及び労働組合員数のとおりである。

表1 産業別労働組合数及び労働組合員数（管内）（単位：人）

区分	年次	平成		15		16		17		18		19		20		21		22		23	
		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
総数	組合数	173	173	165	167	158	157	150	145	(77)	(76)	143	141	(8,056)	(7,997)	12,244	12,060	(2)	(2)	6	6
	組合員数	14,406	14,584	13,974	13,754	13,947	13,423	12,897	12,598	(386)	(389)	386	389	(21)	(19)	34	32	(3,913)	(3,927)	4,764	4,715
農林水産業	組合数	7	8	8	8	7	7	6	6	(9)	(9)	9	9	(386)	(389)	386	389	(2)	(2)	6	6
	組合員数	151	360	355	343	343	345	332	326	(9)	(9)	9	9	(386)	(389)	386	389	(2)	(2)	6	6
建設業	組合数	11	11	9	9	9	9	9	9	(9)	(9)	9	9	(386)	(389)	386	389	(2)	(2)	6	6
	組合員数	409	409	409	403	400	401	392	397	(9)	(9)	9	9	(386)	(389)	386	389	(2)	(2)	6	6
製造業	組合数	34	34	32	33	36	37	34	34	(21)	(19)	34	32	(3,913)	(3,927)	4,764	4,715	(2)	(2)	6	6
	組合員数	5,502	5,715	5,355	5,065	5,713	5,365	5,036	5,004	(21)	(19)	34	32	(3,913)	(3,927)	4,764	4,715	(2)	(2)	6	6
電気ガス水道業	組合数	7	7	7	7	6	6	7	7	(2)	(2)	6	6	(138)	(135)	328	331	(2)	(2)	6	6
	組合員数	326	313	291	286	273	312	390	388	(138)	(135)	328	331	(2)	(2)	6	6	(138)	(135)	328	331
運輸通信業	組合数	25	19	19	21	21	21	22	19	(9)	(10)	19	20	(627)	(608)	957	952	(9)	(10)	19	20
	組合員数	1,786	1,175	1,077	1,270	1,227	1,213	1,433	992	(9)	(10)	19	20	(627)	(608)	957	952	(9)	(10)	19	20
卸・小売業	組合数	14	13	12	11	11	10	7	7	(4)	(4)	7	6	(105)	(105)	192	152	(4)	(4)	7	6
	組合員数	388	467	464	372	295	417	205	197	(105)	(105)	192	152	(4)	(4)	7	6	(105)	(105)	192	152
金融保険業	組合数	16	16	15	15	15	16	16	16	(10)	(10)	16	16	(384)	(368)	496	476	(1)	(1)	19	19
	組合員数	389	372	376	366	338	468	493	514	(10)	(10)	16	16	(384)	(368)	496	476	(1)	(1)	19	19
学術研究	組合数	-	-	-	-	-	-	1	1	(1)	(1)	1	1	(19)	(19)	19	19	(1)	(1)	19	19
	組合員数	-	-	-	-	-	-	19	19	(1)	(1)	1	1	(19)	(19)	19	19	(1)	(1)	19	19
飲食・宿泊業	組合数	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	組合員数	-	-	-	-	146	146	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業	組合数	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-
	組合員数	-	-	-	-	-	-	23	22	-	-	1	1	-	-	1	1	-	-	-	-
医療・福祉	組合数	-	-	-	-	7	7	8	8	(4)	(4)	8	7	(827)	(831)	827	831	(4)	(4)	8	7
	組合員数	-	-	-	-	611	624	804	804	(4)	(4)	8	7	(827)	(831)	827	831	(4)	(4)	8	7
教育・学校支援	組合数	-	-	-	-	9	9	8	8	(105)	(92)	150	139	(719)	(716)	1,139	1,132	(2)	(2)	4	4
	組合員数	-	-	-	-	225	209	171	159	(105)	(92)	150	139	(719)	(716)	1,139	1,132	(2)	(2)	4	4
複合サービス	組合数	-	-	-	-	7	7	6	4	(7)	(7)	7	7	(4)	(4)	4	4	(7)	(7)	7	7
	組合員数	-	-	-	-	1,065	1,051	816	1,121	(7)	(7)	7	7	(4)	(4)	4	4	(7)	(7)	7	7
サービス業	組合数	29	35	33	33	5	5	4	4	(3)	(3)	4	5	(94)	(94)	189	190	(6)	(6)	21	21
	組合員数	2,003	2,364	2,399	2,444	132	140	190	189	(3)	(3)	4	5	(94)	(94)	189	190	(6)	(6)	21	21
公務	組合数	30	30	30	30	24	22	21	21	(1,113)	(1,086)	2,446	2,376	(6)	(6)	21	21	(1,113)	(1,086)	2,446	2,376
	組合員数	3,452	3,409	3,248	3,205	3,179	2,732	2,593	2,466	(6)	(6)	21	21	(1,113)	(1,086)	2,446	2,376	(6)	(6)	21	21

各年6月30日

(注1) 管内は、延岡市・日向市・東臼杵郡・西臼杵郡

(注2) 平成22年・23年の上段は延岡市、下段は管内の数値

(資料：宮崎県労働政策課)

表2 適用法別労働組合数及び労働組合員数(管内)

区分	総数		労働組合法		国家公務員法		特定独立行政法人 労働関係法		地方公務員法		地方公営企業 労働関係法	
	組合数	組合員数 (人)	組合数	組合員数 (人)	組合数	組合員数 (人)	組合数	組合員数 (人)	組合数	組合員数 (人)	組合数	組合員数 (人)
平成14	173	14,406	128	10,023	4	125	7	580	23	3,210	11	468
15	173	14,584	128	10,301	4	126	7	547	23	3,170	11	440
16	165	13,974	121	9,944	4	107	6	485	23	3,008	11	430
17	167	13,754	123	9,795	4	103	6	479	23	2,972	11	405
18	158	13,947	121	10,059	3	70	5	451	19	2,990	10	377
19	157	13,423	122	9,965	3	66	5	443	18	2,545	9	404
20	150	12,897	115	9,500	3	64	5	459	18	2,495	9	379
21	145	12,598	114	9,745	3	69	1	28	18	2,359	9	397
22	(77)	(8,056)	(68)	(6,774)	(3)	(71)	-	-	(4)	(1,013)	(2)	(198)
	143	12,244	112	9,443	3	71	1	27	18	2,363	9	340
23	(76)	(7,997)	(67)	(6,758)	(3)	(62)	-	-	(4)	(990)	(2)	(187)
	141	12,060	110	9,344	3	62	1	26	18	2,301	9	327

各年6月30日

(注1) 管内は、延岡市・日向市・東臼杵郡・西臼杵郡

(注2) 平成22年・23年の上段()は、延岡市のみ数値

(資料：宮崎県労働政策課)

第二節 職業紹介

延岡市を取り巻く県北地域は、化学工業を中心とした関連産業が育ち、東九州地域における有数の工業集積を有する地域として発展してきたが、基幹産業である工業を取り巻く環境は、グローバル競争の激化、産業構造の変化等の影響から厳しい状況におかれるなど、雇用情勢は厳しさを増した状況で推移してきた。

本地域は、昭和六十二年（一九八七）には、地域雇用開発等促進法に基づく地域指定を受け、以後、制度の見直し後も対象地域として適用された。また、国は、平成十九年（二〇〇七）六月に、雇用情勢が特に厳しい地域に支援を重点化すること等を内容とした地域雇用開発促進法（十三年四月題名改正）を改正した。その背景は、全国的には雇用情勢が改善する一方で、依然として厳しい雇用情勢が続いている地域が存在し、地域間で差が生じていたこととなっている。引き続き本地域は、その対象地域として適用された。

このように地域指定を受け、国の施策等を活用しながら雇用対策に取り組んでいるが、依然として雇用機会が不足しており、雇用環境の改善は大きな課題となっている。

本地域の有効求人倍率は、十四年（二〇〇二）度には、〇・三二倍で改善の傾向は見えず、十八年（二〇〇六）度は〇・五五倍で、本地域としては好転の兆しは見えたものの、県全体をみると、〇・七六倍で県内での地域差が認められる。また、二十二年（二〇一〇）度は、〇・四〇倍となっており、宮崎県平均より低い水準で推移し、雇用改善の兆しは一部あるものの依然として厳しい雇用情勢が続いている。

職業紹介及び求人数等の状況は、次の表1・一般職業紹介状況、表2・産業別新規求人数、表3・雇用保険業務取扱状況、表4・中高年齢者の職業紹介状況、表5・新規学校卒業者の地域別就職状況のとおりである。

表1 一般職業紹介状況

(単位：件・人・%)

区分 年度	新規求職 申込件数	(A) 月間有効 求職者数	(B) 新規 求人数	(C) 月間有効 求人数	有効求人 倍率 C/A	紹介件数	就職件数	(D) 充足数	充足率 D/B
平成14	12090	3870	4,787	1,247	0.32	15,976	3,639	3,197	21.4
15	12,695	3,711	5,101	1,395	0.38	16,918	3,899	3,256	19.4
16	11,664	3,618	6,253	1,772	0.49	15,100	3,867	3,515	38.6
17	11,161	3,449	8,490	1,689	0.49	14,867	3,736	3,353	39.5
18	10,246	3,166	8,409	1,755	0.55	13,235	3,349	3,067	36.5
19	10,600	3,287	7,472	1,507	0.46	15,520	3,525	3,123	41.9
20	11,177	3,535	6,826	1,360	0.38	17,599	3,503	3,248	47.9
21	11,703	4,191	6,873	1,228	0.29	21,288	3,830	3,516	51.5
22	11,866	4,032	8,864	1,616	0.40	20,837	4,596	4,186	47.9
23	11,305	3,814	9,268	1,825	0.48	18,450	4,298	3,873	42.1

(注1) 延岡公共職業安定所管内(延岡市・北方町・北浦町・北川町)

(注2) 月間有効求職者数、月間有効求人数は月平均の数値

(注3) 学卒を除きパートタイムを含む。

(注4) 平成16年4月より充足率の算定方法が変更。

(資料：延岡公共職業安定所)

表2 産業別新規求人数

(単位：人)

産業・規模別	年度											
	平成14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
総数	4,787	5,101	6,253	8,490	8,409	7,472	6,826	6,873	8,864	9,208		
農・林・漁業	31	27	54	28	44	45	56	95	126	179		
鉱業・採石業・砂利採取業	21	10	28	27	26	5	6	2	1	0		
建設業	1,019	922	1,237	1,185	1,081	902	688	705	800	941		
製造業	517	639	741	863	893	861	855	630	881	672		
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	1	2	10	11	0	8	4	9		
情報通信業												
運輸業、郵便業	765	788	925	795	611	633	455	389	450	481		
卸売業、小売業	918	1,000	979	1,956	1,805	1,653	1,224	1,408	1,710	1,904		
金融業、保険業	270	292	260	279	229	182	153	116	92	77		
不動産業		12	31	45	39	13	36	90	72	70		
学術研究、専門・技術サービス業												
宿泊業、飲食サービス業			181	508	484	368	520	558	762	793		
生活関連サービス業、娯楽業												
教育、学習支援業				57	69	58	38	66	130	116		
医療、福祉			632	1,215	1,310	1,374	1,541	1,386	1,754	2,210		
複合サービス事業				32	65	43	15	82	96	111		
サービス業(他に分類されないもの)	1,229	1,402	1,159	1,344	1,611	1,183	1,072	605	944	661		
公務・その他	17	9	25	53	29	70	104	241	265	126		
500人以上の企業求人	10	10	0	0	0	18	42	68	29	35		

(注) 延岡公共職業安定所管内 (延岡市・北方町・北浦町・北川町)

(資料：延岡公共職業安定所)

表3 雇用保険業務取扱状況

(単位：人・件)

区分 年度	適用 事業所数	雇用保険適用状況					雇用保険給付状況				
		被保険者数	資格取得者数	資格喪失者数	離職提出件数	受給資格者数	初回受給者数	受給者数	受給者数	支給金額 (千円)	
平成14	2,264	28,970	5,382	5,854	3,883	3,414	3,070	18,784	2,359,857		
15	2,245	28,606	5,256	5,673	3,476	3,207	2,844	14,690	1,755,630		
16	2,234	28,175	5,600	5,441	3,273	3,026	2,632	11,947	1,348,761		
17	2,233	28,477	5,634	5,455	3,096	3,036	2,718	12,432	1,346,438		
18	2,236	29,567	6,088	5,343	2,982	2,839	2,351	10,552	1,223,305		
19	2,230	29,421	6,563	6,482	3,183	3,100	2,763	12,544	1,356,338		
20	2,641	33,365	6,060	6,169	3,660	3,211	2,856	13,060	1,440,788		
21	2,630	33,131	6,013	5,968	3,694	3,412	3,142	17,984	1,987,078		
22	2,646	33,717	6,319	5,639	2,874	2,815	2,492	13,393	1,499,659		
23	2,650	34,063	6,349	6,051	2,898	2,869	2,464	13,050	1,424,776		

(注) 延岡公共職業安定所管内 (延岡市・北方町・北浦町・北川町)

(資料：延岡公共職業安定所)

表4 中高年齢者の職業紹介状況

(単位：人・件)

区分 年度	新規求職申込件数			月間有効求職者件数			紹介件数		就職件数
	45歳以上	55歳以上	65歳以上	45歳以上	55歳以上	65歳以上			
平成14	2,931	1,279	146	16,924	7,630	255	2,559	566	
15	2,700	1,220	124	13,987	6,687	193	2,501	578	
16	3,699	1,619	146	16,494	7,825	331	3,886	981	
17	3,568	1,612	135	15,432	7,426	317	3,858	950	
18	3,448	1,696	151	14,533	7,158	369	3,672	909	
19	3,935	1,941	200	16,200	8,310	479	4,773	1,015	
20	3,987	2,050	215	17,753	9,496	521	5,581	1,593	
21	4,340	2,318	247	21,590	11,875	619	6,713	1,163	
22	4,696	2,600	292	22,205	12,607	673	7,394	1,593	
23	4,089	2,313	319	19,438	11,092	993	6,108	1,356	

(注1) 延岡公共職業安定所管内(延岡市・北方町・北浦町・北川町)
 (注2) 月間有効求職者数は月平均の数値

(資料：延岡公共職業安定所)

表5 新規学校卒業者の地域別就職状況

(単位：人)

都道府県別	中学校				高等学校				
	平成22年度		計	平成23年度		平成22年度		平成23年度	
	男	女		男	女	男	女	男	女
群馬									
埼玉					1	1	1	1	
千葉					3	3	5	1	
東京					8	10	10	5	1
神奈川					30	13	43	36	8
長野					11	1	12	9	2
岐阜									1
愛知					2		2	3	1
三重					25	6	31	31	9
滋賀						2	2	2	1
京都					2	1	3	2	
大阪					2	4	6	2	1
兵庫					22	14	36	18	3
奈良						1	1	1	
和歌山					1	2	3	3	
岡山					3		3	3	
広島					3	1	4	5	1
山口					3	1	4	5	1
福岡					15	5	20	15	7
佐賀					1		1	1	1
長崎					1		1	1	1
熊本					1		1	1	
大分					4	1	5	1	1
宮崎					10	3	13	5	2
鹿児島					2		2		
鹿儿岛					130	84	214	141	109
白都道府県管外									
他都道府県小計					22	16	38	40	27
合計	0	0	0	2	140	61	201	138	37
					270	145	415	279	146
									425

(資料：延岡公共職業安定所)

